

第16日目（9月18日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届け出が出ておりますので報告をいたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで副市長から発言を求められておりますのでこれを許します。副市長。

○副市長 貴重なお時間を拝借いたしましてまことに恐縮でございますが、1件ご報告を申し上げます。本日の朝刊に載っておりましたNPO法人、人づくり支援機構の代表であります夏川 勉理事長が17日、昨日ですが銃刀法違反容疑で逮捕されたということであり、日本刀などの虚偽登録ということでございますが、現段階では新聞の記事内容以上は承知をしておらない状況でございます。

当市との関係では、不登校のお子さんなどの自立や相談事業を行っていただきまして、まさに記事に驚いているという状態でございます。平成25年度では3件の関係がありまして、林間休養施設これは山口にあります「エバーグリーン」という、前に申しましたがその指定管理者、これは委託料は無料でございます。そのほか、子ども・若者育成支援センターの関連でニート、ひきこもり対策事業として当該年度で600万円の業務委託、並びに生活保護世帯等、こども健全育成事業として199万円、これはお子さんの自立を支援したり、学習支援ということをお願いをしているところでございますが、そういう2つの業務を委託している事実はございます。

現在は、先ほど申し上げましたように詳しいことは判明しておりません。新聞記事からは理事長個人としての刑事事件と推測をされますが、このNPOは県の管轄になりますが、NPO自体にどう影響を及ぼすのか、その辺も調査をさせていただいた上で必要な措置をとってまいります。本日のところは取り急ぎご報告をということにさせていただきます。以上でございます。

○議 長 本日の日程は第66号議案 平成24年度南魚沼市一般会計決算認定についてといたします。歳出の第9款消防費に対する質疑を行います。12番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。282ページの防災経費についてお伺いさせていただきます。Jアラート緊急メールの件でございますけれども、3月議会で私が質問したときに、確か登録が3,200名という報告を私は聞いております。今回ちょっと私が聞き間違えたのかもしれないけれども、3,086名という登録とございました。実際減ったのかどうかこのところを確認したいと思っております。

2点目ですけれども、FMゆきぐにで緊急災害時に割り込み放送となっております。これはどこの時点で緊急放送をされるのか、そういう部分等をお聞かせいただきたいと思います。例えば今回の台風18号とかそういう部分はどうであったのかということ。お願いしたいと思っております。

最後ですけれども、消防団の件でございますが、例えば今回みたいな出動依頼をするわけです。そういう場合は、多分市のほうからお願いしてからと思うのですけれども、実際現場でもわからない方も結構おいでになります。もう一度、消防団の出動要請をしたい場合は、どのような手順になっているのかを確認させていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは中沢さんのご質問にお答えいたします。まず緊急メールの登録数ですが、ちょっと口が回らない部分があって恐縮です。3,886件でございます。800をちょっと聞き漏らされたのかもしれませんが。

それから、次のFMゆきぐにの緊急割り込みでございますが、今回の台風でございますと避難準備情報というのを出しました。そういった際には、緊急告知ラジオを使いまして情報を伝達するという形になります。ほかにはまず一番なのは、とにかく命の危険等を守るために避難が必要だというのを基準に、それを知らせる状況をもととしております。

それから、消防団の出動要請でございますが、中沢議員さんが言ったとおりの経路でいきます。市長から消防団という経路でございますが、消防長が消防本部の本部員として入っておりますので、その中で出動要請等を一緒にできるような形になります。

ですので、地元からくれば、そういった事態が発生したときに消防本部でも、市役所でもその内容を受け取れば、そこの裁量権者が協議をして出動要請を、消防署、消防団長、消防団というような形で出るような格好になっています。以上でございます。

○議 長 消防長。

○消防長 今ほどの消防団と行政区の関係でございますけれども、緊急の場合がございますが、そういった場合には各行政区に部長さんがおられますので、行政区長さんから直接部長さんに依頼をしていただいて結構です。その後、部長さんは各分団長、分団長さんから方面隊長へという形で連絡体制がとれておりますので、従来どおりそういった形でお願いをしたいと思います。

なお、4月から再編をしまして大和方面隊につきましても、それぞれの行政区に部長さんがおられます。行政から行政区の部長さんという連絡体制でよろしいかと思っておりますのでよろしく申し上げます。いずれにしましても、行政区と部の連携というのは非常に重要になりますので、またうちとしましても消防団のほうに徹底をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 Jアラートの件数に関しては大変失礼いたしました。多少そういう面では増えているかと思えます。今はかなり携帯等が普及されているかと思えます。この件数に関してどう思われるかということ、聞かなくてもわかりますけれども、正直言ってどういう部分で進めようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと緊急メールですけれども、例えば今回の18号の部分であった場合、緊急メールとかそういうのを発信はしないわけでしたけれども、レベルがあるかと思えます。どこのレベル

で発信するという形に定義づけがなっているのか。今回の場合は大体どこのレベルに達していたのか、ぜひお聞かせいただきたいと思っています。

今、部長からも言われたように避難準備情報が発表されたわけですがけれども、実際どのぐらいの人が来たのか。魚野川のあの状況を見たときに、本当にぞっとするような状況であります。もう一步間違ったら大変だったな、そのとき大事に至らなくて済んだわけでごさいますけれども、そういうちょっと今回の部分で住民が大体どれぐらい状況を知っていたのか。今後の大事な部分かと思っておりますので、お聞かせいただきたいと思っています。

それと消防団の件に関しては、そういう形であるかと思っておりますけれども、現場の区長さんに聞いたらなかなか徹底されていない感じでした。水かさが増してきた、でも一応消防署にあればいけない。すぐ連絡したらどうですか、それはできないのだという。区長様が判断するから大変な責任を感じているわけですから、あると思っておりますけれども、緊急を要する場合は部長にすぐ連絡をとりあっているんだという徹底も、やはり緊急の場合は要するかと思っております。そういう点を再度徹底していただければと思っています。前段のほうをお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは最初に緊急メールの登録数ですが、予定的にはまだこの倍ぐらいを目指して啓発等をしていきたいと思っています。ただし、現在大変携帯の機能がよくなっておりまして、この緊急メールのほかに各事業者、NTT、ソフトバンクというところがエリアメールというのをを出しております。例えば台風18号であったり、大きな地震が来ますと、そのいる場所いわゆるエリアですね、この地区がどういう震度が起きたかというのが、携帯に自動的に送信されるものがございます。

それについてもうちの市は各事業所、ソフトバンク、au、ドコモに市として加入いたしまして、それが発信できるような状況になっています。ただ、お持ちの携帯の機種でそういう機能がないのもございますけれども、今現在のスマートフォン等では必ずそれが受けられるようになっています。ただ、設定が必要ですので、そういった面でうちのメールだけでなく、そういう情報が瞬時に広く伝わるような手配はしております。やはり市のほうで直接の情報を伝える意味で緊急メールを整備しておりますので、より登録者数が多いように啓発・周知を続けていきたいと思っております。

それから、今回の避難準備情報がどれだけ知られたか、またどういうことになったからそれを出したのかということでございます。今回は台風で、水でございました。そうしますと河川にはレベル1からレベル4という段階がございまして、まずはある一定の水位になりますと、水防団の待機、その後が避難の準備といいますか、レベル2というもうちょっと水位が上がった部分のがあります。レベル4というのが今回の段階でありまして、いわゆる川が氾濫、越水なり通常の川を超えて外へ出る危険の水位というのがございます。それを中之島橋——中之島地区の橋ですが、そこにある観測所で越えました。それで避難準備情報を出すに至ったのですが、ただ、その時点で即避難勧告にしなかったのは、要は雨の降り方がおさ

まっていたこと、それから水位が上流のほうで下がってきているという状況がありましたので、氾濫危険水位を超えましたけれども、まずはとにかく準備してもらうようにということで、氾濫した際に堤防が決壊して影響が出る地域、今回ですと中それから上十日町、中野という地区がその地域に当たりましたので、そちらのほうへ避難準備情報を発令いたしました。

それからどれだけの範囲でそういったことが知り得たかといいますと、今回は区長さん方等へ配付してございます、まず緊急告知ラジオの割り込みで、それこそ鳴らして情報を伝えました。もう一つはFMゆきぐにのラジオを使いまして、放送して周知を図った次第でございます。

ということになりますと、どれだけの人が知り得たかという具体的な人数は把握しておりませんが、少なくとも行政区の告知ラジオが配備されているところの方には、そういった内容が周知されている。ということは、地域全体にわたる部分で周知ができていると考えております。もう1点ありましたか……。これでよろしいですね。以上でございます。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 緊急メールというのは、ある面では重大な災害が及ぶ危険性が高い場合に発信しているわけでございますけれども、いろいろエリアメールというそういう部分もございました。今、行政として情報伝達が義務化された中で、絶対、知らなかったということがないようにしていかなければいけないわけです。そういう面ではあらゆる手を打っていただきたい。きょう聞かせていただいたら、本当に一生懸命やっていただいたんだなと実感いたしましたけれども、その形でまたさらにレベルアップをしていっていただきたいと思っております。

その中で我々議員は、ある面では情報収集し、また掌握する側ですから別ですけれども、情報が飛び回っているのはわかるのですけれども、やはり一部のエリアしかわからないのです。そういう部分を感じたときに、我々は任期がもう終わりますけれども、防災ラジオというのは議員ぐらいいはあってもしかりかと、私は正直いって感じました。どういう情報になっているのか、わざわざいろいろと地域の周りはもちろん飛び回っているわけですが、全体という部分もかなりやはり知らなければいけない。これは全部やっぱり共有していかなければいけないと感じています。私たちは任期は終わりますけれども、今後考え等が——しないといえればそれまでですけれども、必要かなと感じましたのでつけ加えさせていただきます。それに関して、もし一言ございましたらお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ありがとうございます。その件につきましては、議会連絡部が防災本部のほうにも出ておりますので、どういった形で一番議員諸氏に連絡が周知できるか、協議検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 3点ほど伺います。まず270ページのところになるのか、消防総務費の無線という範疇でちょっとお伺いするわけです。こういったときには消防無線ということで、

消防団の方の無線の扱い方といいますか、逆に広域になると南魚沼市だけでなく多分、湯沢のほうも一緒に無線で交信をするという形になると思うのです。この辺ちょっと余りにもいろいろなのが交錯をしてわかりが悪いといいますか、なかなかそこら辺の把握が消防隊員の方がしづらいようなお話もちよっと聞くのです。その時々場所、場所に分けることができるのか。あるいはそれなりの無線の使い方の訓練。南魚沼市は南魚沼市で防災訓練とかをやっていますけれども、今後の無線の使い方を、湯沢とかと広げた範囲の中でもやはり必要になるのだらうと思うのです。その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、280 ページの防災費の中の消耗品のところで、備蓄用保存食をそろえているということです。何年間計画で何食ぐらいまでそろえるということで計画しながらやっているとありますが、どんな進み具合なのか。それともう1つが、多分市民の方用の備蓄という考え方でしょうけれども、当然、職員の方々のところもあると思いますし、職員の方々にすれば、やはりいろいろな地域に少しずつしていつているのか。その辺の方向性と、あと今後ずっと置いておくわけにはいかないから入れかえが出てくると思うのですが、その辺どういった考え方で入れかえをしていくのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから 284 ページの水防費ですが、水防倉庫ということでちょっと大規模なものが確かあるという話でありました。どこか青木だかにあるという話だったのですが、ああいった大きなものもそうですが、毎年、水害といいますと、大体水が出るころというのは把握できているわけです。その辺にちょっとした倉庫で、もう土のうが置いてあるという、今後そういった準備といいますか備えも必要だと思いますが、その辺についての考えをお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、私のほうからは水防の関係をお答えさせていただきます。備蓄食糧のほうについては、総務課長のほうからお答えをいたしたいと思います。今ほど議員が言われたように、土のう等が、河川の現在の状況等で必要度が高い場所が確かにございます。それについては議員が言われたように、やはり近くへそういった資財を置いておくことが最も合理的であるという考えは一緒にございます。ついてはその消防団が必ずそういった消防器具庫等を備えているところが多ございますので、そちらのほうへ必要な部分というのはあらかじめ配布をさせていただいたりしております。

あと六日町市街地につきましては、市役所等だけでなく消防署が今度大変よくなりましたので、そちらのほうへの備蓄もかなりの量でしてございます。個々の部分については、新たな施設ということではなくて、できるだけ消防団の方々に、どこに置く部分が一番機能しやすいかということのを伺った上で、配置をさせている状況でございます。以上でございます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 このたびの水害につきましては、議員の皆様から大変ご協力をいただきまして、ありがとうございました。樋口議員の備蓄食糧の件にお答えさせていただきます。備蓄食糧につきましては、現在在庫が 7,680 食ということで備えてございます。今まで年間大体 1,700 から 1,800 食を定期的に購入してまいりました。

それで、これからの計画ですけれども、今後も大体その数で毎年購入をしていきたいと考えております。ただ、議員おっしゃいましたように、消費期限が来て焼却しなければならない物も出てまいります。それが来年の春に期限を迎えるものがございますので、この平成25年度から除却が始まります、大体1,900食、最初ちょっといっぱいあれしましたので、ことは2,040食の除却、来年は1,980食という予定で、大体そのような数で除却していくという形になります。在庫につきましては、7,000から8,000、平成28年ラインでは8,750食という予定で、それからはその数でずっと固定して推移していきたいという計画でおります。

県の防災計画では、1万人当たりの目標の備蓄量が2,500食という一応基準が示されておりますけれども、これはうちの市に当てはめると、6万人規模としまして1万5,000食という形になります。この計画自体が被災エリアの人口が80万人、それから避難者が10万人といった想定のもとでの数値となっておりますので、このあたりとそれから平成23年の新潟・福島豪雨のときに、備蓄食糧をどれくらい出したかということ、それから流通在庫をそのときに1,700食ぐらい使ったということで、その他の家庭で、うちの地域は農家の方も多いので、お米とか野菜とかそういうものも結構あるお宅もあります。そういう部分で各家庭の自分たちの物を使われたという部分もあるかと思えます。そういうところを総合的に見た中で、約9,000弱の食料でいきたいということを現状では考えております。

それから、内容につきましては、今ビスケット類といいますかクラッカー類、それから御飯類という、大体均等な形の在庫になっているのですけれども、高齢者の方向けにはやはり御飯のほうがいいのか。それからおかゆや雑炊にできるという部分で、ちょっと御飯物のほうの比率を上げていきたいのかみたいにも考えております。ただ、食の好み等もありますので、そのほかの長期保存できるパンとかも出てきているという情報もいただいております。その辺でまた考えていきたいと思えます。

流通在庫の分につきましては、イオンさんとも提携しておりますので、そういう部分では、どうしても保存食というのは食べにくい、余りおいしくない——おいしいものも最近大分出てきておりますが、そういう部分では流通在庫が確保できる状況をできるだけ活用した中で、進めていきたいと考えております。以上です。

○議 長 消防次長。

○消防次長 消防団の無線が災害時、南魚沼市と湯沢町各方面隊で混信しないかというご質問ですけれども、全く混信しないとは言えないと思えますが、それほど支障を来すという状態ではありません。訓練にあつては、毎年春の演習のときに訓練を行っています。ただ、消防団の方が災害時、署のほうに連絡をとるときに交信で署のほうにちょっと手間取るときはあります。以上です。

○議 長 総務課長。できるだけわかりやすく、短く。

○総務課長 先ほどの樋口議員のご質問で、職員のほうの対応ということで、ちょっと答弁漏れで申しわけございませんでした。職員のほうにつきましても、基本的に登庁の場合に

は、各自ある程度備えてきてもらうというのが基本ですけれども、長期にわたるような場合は、市民の皆さんと流通在庫、それから万が一の場合は非常食という形で対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 では無線のほうからですけれども、そういったことで支障がなければいいと思います。そうは言いながら、やはり非常の場合といいますと、なかなか団員の皆さんは慣れない中でやるわけですので、そして今後またいろいろなときに無線の使い方、あるいは器具の使い方、先ほどの情報伝達の方法等々の訓練を、またぜひ今後もよろしく願いいたします。

それから備蓄の食糧ですけれども、こうやって計画的にさせていただいているということですので、今後、除却という形で入れかえが始まるということですが、今ではないですけれども、防災訓練ですとかそういうときに、市民の皆さんにこういうものがあるよということでまたお配りするの1つの方法だと思います。そんなことも進めながらお願いをしたいと思えます。

それと水防の関係ですけれども、どうも消防団の小屋のほうにあるのは、土のう袋だけで砂まではないと思うのです。このたび見ていると、このエリアで言いますと市民会館のところに砂が運ばれて、そこで入れてということだったのです。危なそうなところへずっと積んでおくというわけにもいかないのしょうけれども、できれば砂まで入れた土のう袋が、悪くならないとか傷まないような状況で、大きな河川になってしまうと大変だと思いますが、住んでいる近くの小さな河川ですとか、水路みたいなところへはある程度なるというのもまた1つの今後の方法として、考えていただければと思います。その辺についてちょっとご回答願います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そのような対応ができてスムーズに行くのが一番かと思えます。ただ、議員もおっしゃいましたけれども、土のう袋はやはり劣化してきます。あと砂を置く場所というのもなかなかございません。ただ、置いたところが危険な状況になったときは、そこで作業もできないという状況もございます。そういう場所が確保できたり、対応ができる場所については、地元との協議の上でそういう対応をしたいと思えます。

もう1つは、そういった際の砂の確保、運搬等の連絡系統を今、業者さんのほうと、即、出られるような形をとっておりますが、それを一層充実した形にしていきたいと思えます。以上でございます。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでお願いします。もう1点私が忘れていましたが、国道ですとかいろいろな道路で冠水をしたときに、本当にあとちょっとで自分の家の床へ入るか入らないかのそのところを、この間ちょっと見ていたら、ダンプですとかミキサー車がかなりのスピードでダーッと入って行ってしまうのです。そうすると、波でもって本当にああと入ってしま

うお宅が結構あるわけです。そこら辺は運転をする方の本当にモラルですとか、ちょっとした気づかいだと思いますけれども、業界の方々にこういうときに水の中は、そういう気づかいをちょっとするような話を、ぜひしてもらいたいと思います。

ちょっと苦言を言いますと、平成23年のとき、やはりここらで冠水している国道でしたけれども、どうもガスが漏れているようなにおいがするという通報があって、そこへ消防の方が、ダーとかなりの勢いで入っていかれて、住民の方が怒声を上げていたということがございました。その辺のもちろん緊急を要する、あるいはということがありますが、こちらは緊急車両ですからあれですが、そういった建設関連の大きな車については、ちょっとその辺の指導をお願いしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 平成23年のときも駅通りのほうは大分お叱りを受けたような次第でございます。ただ、緊急時ということでその後の対応をまずはしっかりして、そういう被害があればそこへ陳謝すると、もう1つはやはりこれこそ道路交通法の関係でもございます、災害で一番そういった体制をしている警察ともよく協議をした上で対応を進めていきたいと思えます。その際には、議員さんのほうからもまた一緒に協力していただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 消防長。

○消防長 今ほどお話がありましたが、緊急車両とはいえども、やはり歩行者の保護等は最優先でしなければならないことですので、今後はその辺を含めまして改めて徹底をしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 2点お願いします。270ページの不用額の件ですが、9,795万6,775円、工事請負費ですけれども、この不用額の説明をお願いしたいと思います。

それから278ページ、消防団運営費の市町村総合事務組合の負担金の関係です。大分前にも話をしましたが、いまだに定数での負担なのかどうなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議 長 消防庶務課長。

○消防庶務課長 先ほど質問のありました工事費の9,900万円の減額の件であります、工事の中で杭工事が大分減少しましたのでその点が1点と、それから指令台の移動をするときに移動費用といいますか、その辺のところを再三にわたり業者と精査をしまして、その中で減額された合計が9,900万円となっております。以上です。

○議 長 消防長。

○消防長 278ページの総合事務組合の負担金でございますけれども、これは10月1日付の消防団員定数による算出になっております。よろしくお願いいたします。

○議 長 16番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 杭工事等が減額になったということですが、本来であれば不用額で



はなくて、やはりそこを精査し、変更契約をやる、やらないはともかくとして、少なくとも最終の補正の中で措置をすべきことではないかと思います。不用額になってここで出てきて、結果として実質収支のところはどうのこうのなんていう話では決してないと思っています。

それから、総合事務組合の負担金の関係ですが、これは前に市長に話をしたのですけれども、余りにも民間感覚から離れている定数負担。今回、定数減ということになりますけれども、以前にも、もう毎年でも定数を調整したらどうだかという話もさせてもらいました。ただ、それはなかなか現実的に難しいということでしたし、民間感覚からいけば実数での負担が当然のわけです。やはりそういうことをきちんとこれからも引き続き要望していただかなければいけない。あるいは前年度の実数で負担をすとか、そういう形でも差異は少なくなるのかもしれないので、やはり改善をしていくべきだろうと思います。

平成 24 年度の決算でいけば 37 人分でしたか、それなりの金額を市としてはただ負担をしている。全体としての話の中ですから、それが全て無駄だということではないかもしれませんが、本来一般の市民にすれば、何でいない人の分を負担しなくてはいけないのだということに当然なりますので、その辺の善処をお願いしたいと思いますが、見解をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 定数の件でありますけれども、私が今ちょうど共済組合の短期何とかという役員でありまして、いろいろ話はしておりますが、現実的にはちょっと無理のようであります。と申しますのは、その時々的人数に応じてということになりますと、共済の関係のほうの収支の予測が全く立たないということであります。結局どこかに基準日を定めて、そして実数か、定数かということですが、定数で条例で定めているという部分が非常に強く残っております。その辺の改善をどうできるかというのは非常に難しいということで、極力どこの市町村も実数と定数を近づけるように条例制定をするわけです。

消防団の数がもう少し欲しいというところも相当あるわけです。そこで条例制定でギリギリの線にしておきますと、今度はその方たちが消防団に入ったとしても、補償関係が全くつかないとかそういう非常に難しい問題があります。私も当初そんなことは簡単だろうと思ったのですが、非常に難しい。ただ、実数でやっていただくことが一番いいわけですので、それらについては、また組合の中で発言は続けていきたいと思っております。

〔「不用額について何か見解はないですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 消防庶務課長。

○消防庶務課長 議員のおっしゃるとおりだと思います。今後につきましては、財政当局と検討しながら、適正に処理していきたいと考えております。

○議 長 5 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 点ほどお伺いします。通信の電話の件でございますけれども、ガイドをやっています。土、日、月の連休とかになりますと、土曜日からのガイドが日曜日にかけても流れるという今のシステムになっているのです。そういったときに、例えば日曜日、月曜

日という方が救急にかかりたいときにそのガイドに聞きます。そのときに前のからずっと聞いていかなければいけないわけですが、それはやはり日単位で切ったほうが良いと私は思うので、そういう改善点をお願いしたい。

そのことによって救急車が出動するとき、都会のほうではたらい回しという言い方をしますけれども、病院の受け入れがままならない。それは症状によってケース・バイ・ケースで、当直がそこでマッチングしない場合があるとは思いますが。市民の方から、救急車で病院が決まらず、結構な時間乗っていたとかという話も聞くのですけれども、実際平成24年度でそういうなかなか病院が決まらなくて、救急車の滞在時間が多かったというケースが、どれぐらいあったか、わかれば教えていただきたいと思えます。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1点目のテレフォンガイドの件についてでございますが、専用の番号をダイヤルしていただきますと、音声による入力してあります情報を聞くことができる装置でございます。平成元年にこの機械を導入しております。火災の発生時に主に使うものでございますが、多くの問い合わせがありまして、なかなか通信指令員が対応困難だということから導入したものでございます。

ちなみに昨年度の利用回数が1万8,127回ということでございます。月別に見ますと昨年5月に八箇峠トンネルの爆発事故があったわけですが、この月が2,968件という利用回数でございます。議員のご指摘のとおり、災害のないときには週末の救急当番医、これの入力をしておきまして聞いていただいているわけですが、入力する際に例えば土日、連休分まとめて入力をしているようでございます。ですので、土日の当番医を聞きたい方はいいのですけれども、日曜日に電話をしてきた方については、土曜日のものから聞かないと日曜日は聞けないという非常に不便なところがありまして、ご利用いただいた方には大変ご迷惑をおかけしたところでございます。今後は情報を一括で入力することではなくて、毎日情報の入力状況を確認した中で、古いものについては削除をするように徹底をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、2件目の病院の受け入れでございますけれども、なかなか救急隊が現場から出ないという1点は、ながら処置——救急隊ではながら処置と言っておりますけれども、搬送しながらの処置はしないということで今徹底をしております。必ずきちんとした処置をした後に救急車を動かすということで、傷病者の悪化を防ぐという目的も1つありますので、その間にほかの隊員が搬送先の手配をしているわけです。けれども、なかなか今の状況では搬送先がすぐに決まるという状況になくて、何で早く出ないのだというご指摘はよく受けています。昨年で申し上げますと、南魚沼地域以外の医療機関に搬送した件数は309件でございます。ほとんどが長岡の病院になりますので、なかなか受け入れのできないということで、現場を出ないことがありますけれども、そんなことでご了解をいただきたいと思えます。

なお、ご指摘の件数については、現在把握をしておりますので、また後ほどわかり次第お知らせをいたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市長にお尋ねしたいと思いますが、いまほど電話のガイドの件がありました。こういった当直の当番医を言うてくださるのですけれども、当直に電話をしてもそこで受け入れてくれないというケースがあります。結局そこでその人たちは自分たちで今度また病院を探すことになる。そういうケースがある。当直医が市内では決まっていますけれども、実際的な内容で、そこで受けていただけないとか、結局本当に具合が悪くて行ってみても救急車が来るとそっちを優先されてしまう。それも状況で考えられることですが、非常にそういうことが多くあって、ここでまた診られないと、また違う病院に行ってくれというケースもあるということ結構な数で聞いております。今の当直の担当医も、耳鼻科の人が担当していたりするケースもある。本当に困って電話をして病院に行きたい市民なので、電話でのさっきのガイドといったことと、病院との疎通がとれていないのですけれども、その点について市長の考えをお聞きかせください。

○議 長 市長。

○市 長 電話でのガイドと病院との連携がとれていないということについて、これは当番医といいますか当番病院が決まっている部分を、ガイドではご案内しているわけがあります。連絡はとれていないということではないわけです。ただ、そこで発生しますのが、前にもどなたか塩谷議員だったのでしょうか、例えば当番医が内科の先生であった、けれども症状は外科だったとか、例えばです。そうなりますとお医者さんそのものは、やはり簡単に診るところにはいかないわけです。そうなりますと全て総合医か、あるいはそれに対応するお医者さんを全部待機させておくかということになるわけですが、それは今の医療状況の中ででき得ることではありませんので、基幹病院の建設が待たれるということになります。

基幹病院になりますと100%とは言いませんけれども、ほとんどのことに対応できるようになります。全ていつも基幹病院が当番医だということにはならないかもわかりませんが、それらが連携がとれるわけですので、一々長岡まで行かなければならないとか、ぐるぐるとたらい回しにしているとかという部分は、相当解消されていくものだろうと思っています。ただ、現状の中では、非常に難しいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。我々は医者といえど何でもしてくれたいと思っておりますけれども、そういうわけにはいかないのです、そこが非常に難しいものだということでもあります。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかりました。最低でも夜の当直の場合は、内科、外科、整形外科のどれかであれば大概が診られるわけです。ケース・バイ・ケースとは違いますが、よほど違う方が当番をするよりはいいと思うのですけれども、一応そういうことを提言して終わります。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 282ページのメールのがあったと思うのですけれど、1回、3月31日にスマートボードとかを切るわけですね。ちょっと総務課とか消防長にも話したことがあるの

ですが、3月31日に1回切って、また4月から新年度登録してくださいということになっているわけです。切りかえのときに、ことしは4月3日に登録前にもう火事があったので、まだ登録をしていない消防団の方もいっぱいいて、ちょっと連携がうまくいかなかったということもある。例えばもうそっちで話をしているのですが、消防でもスマートボードでも、学校の中でも何でも3月31日で1回切りますので、また4月1日から登録しなおしてくださいということとかを私はするべきだと思うのですが、そういうところをどういうふうに考えているのか。

あと268ページ、消防総務費全般でお聞きしますが、消火栓が火事的时候に出ないという話をちょっと1件聞いたりもしました。その後ちゃんといろいろなところを点検したのかについて答弁いただければと思います。

あとそれと7月15日号の市報に、今まで灯油の携行缶であれば軽油を入れてもOKというのを、消防署からの通達で今度は灯油の携行缶には軽油を入れなさいという通達をして、農家さん、業者さんにしろ非常にいろいろなところで困っているという話を聞くのです。法なのかどうなのかちょっとわからないのですが、今言われているのが、ほかの自治体に聞いてもこんなに厳しくやっていないのに、何でうちの消防署だけやるのだと。灯油と軽油だと同じレベルというか、軽油のほうが——私そこの細かいのは忘れちゃったけれど、消防の防火法だか何かについては優しいのに、何で灯油のポリタンクの入れ物に入れてはだめなのだというのがあるわけです。

買えば20リットルのあれであれば1万円とかするわけです。平たいガソリンを入れるようなやつだと2,000円とか3,000円、4,000円になりますけれども、やはり経費がかかるものなので、周知期間を置くとかしっかり話を聞いてから、こういうふうな負担がかかるのか、いろいろな方法についてはやっていくのも私は大事だと思うのですが、そのところの見解をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 それでは始めに軽油の運搬容器の件についてご説明を申し上げます。これは消防関係法令に規定をされておりまして、施行日は平成2年5月23日でございます。もう既に20年以上経過をしているわけですが、運搬容器につきましては総務大臣が認定した業者が検査をして、検査に通ったものでなければ使用してはならないということになっております。

灯油のポリ容器というのは非常に流通しておりまして、必ず灯油と書いてございますが、軽油につきましては需要が少ないということも1つあると思うのですが、プラスチック容器の検定を通ったものというのは今のところ存在をしていないそうです。ですので、軽油を容器に入れて運搬をする場合には、もう必ず金属缶の容器と限定をされるそうです。

私どもとしましては、もう20年以上たっている法令でございますけれども、なかなか周知をしていないということもございまして、市の広報に記事を掲載したり、あるいは販売業者の方にも文書で改めて周知をしたところでございます。

また、先ほど議員のほうから、灯油と軽油と同じようなレベルのものではないかというお話がありましたけれども、灯油も軽油も第4石油類の第2石油類に分類をされておりまして、法律上は同じ扱いに該当します。引火点はそれぞれ21度から70度未満ということになっております。ただ、ことし8月に京都のほうで非常に大きな災害、これはガソリンでしたけれどもありました。危険物はどういうことがあるかわかりませんので、消防としては法令にのっとった形でお願いをします、ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 消防次長。

○消防次長 消火栓の点検についてお話をいたします。当消防本部、雪降り前に毎年点検を行っています。雪降り前に点検をするというのは、凍結防止で消火栓の水が抜けるか抜けないかというのを点検して、抜けない消火栓にあっては水を抜くと。この消火栓は抜けないのだという表示をしていますが、8月20日に佐渡市でありました、火災時に消火栓から水が出なかったというのを受けまして、緊急点検で市内約2,500か所ありますけれども、消火栓を全て今点検作業しています。現在500基ぐらいの点検が終わりました。そのうち1件ほど不具合が見つかりましたが、それについては、改修をする予定であります。以上です。

○議 長 消防庶務課長。

○消防庶務課長 先ほど議員からご指摘のありましたスマートバードの再登録について、消防関係のことについてのみお答えさせていただきたいと思ひます。消防のほうではご存じのとおり平成24年4月からスマートバードで配信することを決めております。そして本年度も4月にそれぞれ消防団員にこういった形で登録をしてくださいということで、案内の文書を出しているところであります。

ご指摘のとおり1年ごとに一旦削除させていただいて、次年度には新たに登録をお願いしますという文書を渡しているところでありますが、それは退団の方がそのまま継続してそこに登録が残っているために、いらぬ情報とかが流れていくのを防ぐためにやっていたことでありますが、消防に関しては現在、毎年100人から150人ぐらいの退団者がおります。そんな中で、その人たちをそのデータの中から見つけて削除することも可能ですので、来年度以降はそういった形で再登録をする必要がないように、継続して登録できるような形で対処したいと考えております。以上です。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 消火栓のほうからちょっと聞いてみたいのですけれど、佐渡のやつがあってから調べたというわけですが、南魚沼でありませんでしたか、火事の際に消火栓が出ないという話、聞いたことないですかね——あったでしょう、そのときはしなかったのか。私の勘違いだったらあれですが、五郎丸で火事があったとき消火栓が出なかったという話を私は聞いたのです。佐渡で新聞報道があったからやりました、例えば五郎丸で消火栓から水が出なかったの——私の勘違いだったらいいです。これはもう私の勘違いだったら削除してもらおうとかですが。そのときはしなかったというのであれば、新聞報道があったからとかでやる姿勢というのは、私はちょっと違うのではないかと思ひがあるのですが、そのところ

をちょっと説明を聞きたい。

あとそれと携行缶についてですけれども、法令順守、平成2年というそのところはわかります。総務省の認可によって云々なんていうのもわかるわけですが、認可のやつがないのであれば、やっぱりではそのところを調べたのはいつですか。通達を出してから調べたとか、ポリタンクがなかったと調べたのか、そのところだって経費がかかるわけです。市民に優しいというか、厳しくしなければいけないところは厳しくしなければいけないのですけれども、市民の財布を考える猶予期間を与えるというのも、また消防の仕組みだとも思いますし、そういう点しっかりとしていくべきだと思います。可能であればちょっとの間は猶予期間みたいな感じで、携行缶については——というのも私は必要ではないのかなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 携行缶についてお答えいたしますが、隣の市がどうだとかこうだとかということは私はわかりませんが、平成2年からそういう状況で、それがごく徹底をされずにいろいろ——私も確かそうして使っていたのです。先般、草刈り機の燃料を買いに行ったら今度からこの缶はだめですと、ちゃんと許可のある缶でないと売れませんかと言われた。当たり前だと思いました、私はそれを知らなかったものですから。しかもそれは京都の花火のときの事故以降でありましたけれども、これは牧野さん、そこで猶予しろとかするなとかという権限は我々にはありませんから、一応そういうことをきちんとまた改めて通達を出しているということであります。それを市民の懐がどうだこうだという議論とは、ちょっと違うわけで、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

法律をきちんと守るべきことを、またもう1回改めて守ってくださいと。それが災害を起こさない、そして命を救うということでもあります。消防署のほうにもっと優しくしろなんて言ってもそれは無理なことですので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 消防次長。

○消防次長 五郎丸の火災時にすぐ近くの消火栓から、水は出たのですけれども、水圧がなかったというのは確かでした。すぐ連絡を受け現場に行きまして調査をしました。確かに水は出るのですけれども、絶対量といいますか水圧はあるのですが、水量が出なかったという状態でした。水道課のほうに一応問い合わせまして調べてみましたら、仕切り弁が閉まっていたと、完璧ではないのですけれども閉まっていたというのが確かにありました。水道課のほうにもいろいろ聞きまして、こういうのが管内にほかにあるのかということで話をしましたら、まずないだろうということで、対応自体はそこで終わっています。以上です。

○議 長 消防長。

○消 防 長 管内に、消火栓本体ですけれども2,545の本数がございます。これを全て消防職員が回って点検をすることは不可能ですので、春と秋の演習時に消防団員の方から、地元の消火栓については点検をするようお願いしているところでございます。なお、型のかなり古い消火栓が500基ほどございまして、これにつきましては水抜けが悪い等の不具合

があります。水抜けが悪いと、やはり冬に凍結をして使えなくなるということがございますので、この500基につきましては、職員が秋口までに点検をして、水抜きが必要であれば水抜き等の作業をしているところでございます。以上でございます。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 消火栓からいきますけれども、2,500個あって今500個終わっていますよという答弁だったわけです。ただ、現実的にどういうふうにして点検を8月20日以降やっているのか聞かせていただければ。今の答弁だと、要は自分たちで検査するのは非常にしんどい、現実的ではないとか言っていて、今検査しているわけです、消火栓が出るか出ないか。それは業者委託でも何でもいいかもしれないですけども、そここのところの説明が私はわからなかったのですが、どういうふうになっているのか。水道課に聞いて、ないだろうというのと、あとは実際8月20日以降に検査しているというのだと、答弁的につじつまが合わないのではないのか、ちょっと私はわからないのです。

携行缶については、市長の答弁は市長の答弁でわかります。消防長の答弁だって。法律だからその徹底を求めたというのはわかりますけれども、今までずっとある意味、言っただけで悪いですけど慣例法みたいなのだってあるわけです。そちらのほうからはまた答弁しづらいつとも思うし、議員が言っただけではいけないことだなんていう話もあるかもしれないですが、でも今までこういう流れで来ていたものを、いきなりぽんとやられるよりも、要は今まででは何をやってたのだというふうにもなります。22年間何黙っていて、いきなりゴーというよりも、平成2年にこうだから本当は法律できているけれど、今まで徹底していなかったからこれからは厳しくやります。それを1か月後からとか半月後からやりますなんていうのだと、私は厳しいと思う。灯油のポリタンク1個20リットルの鉄の缶を買えば、平たいやつではないです、ホームセンターに売っているやつではなくて、こういうポリタンみたいなやつで、9,800円とか1万円する。現場とかで工事をする人業者さんなんて、それを10個とか持っているわけです。そういうのだとやはり結構な負担になっていくわけですし、しっかりとそういう点を考えていくべきではないのかなという思いは私にはありますが。

○議 長 市長。

○市 長 心情としてはわからなくはありませんが、猶予期間というのを設けている法律ではありませんので、2年からではどうだと言っても、一応法律ですから全部通知をして、そしてその後は守っているのだろうという思いはできていたわけです。しかし、ああいう大きな事故があったので、また改めてこのことをきちんとやらなければならないということでもあります。さっきも触れましたように、我々に裁量権があれば、それはまた別だかもわかりません。裁量権は全くありません。そこでまた改めて、こういう事故を契機に皆さんからもそういう事故を起こしてもらいたくないからということでやっているわけで、何ら市民の懐がどうだ、こうだなどというところまで、我々が考えてやれることではないということは、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 消防次長。

○消防次長 消火栓の点検の件ですけれども、今緊急的にやっている点検にあつては、消火栓の開閉状態、水圧と水量、並びに消火栓についていますホース・管鎗等の点検を行っています。以上です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 それこそ 272 ページの消火栓設置工事費 607 万円についてでありますけれども、当初予算よりも 200 万円の減額での決算であります、その中身について教えてください。

それから 274 ページの消防庁舎付属施設訓練塔の整備費であります 960 万円、これも当初予算よりも 400 万円の減額であります、この部分の中身のほうを教えてください。

もう 1 つ 282 ページの気象観測事業費 48 万円でありますけれども、点検委託料等々が 34 万円ぐらいですか出ています。一般的には新潟の地方気象台であったり、信濃川の河川事務所であったり、リアルタイムで出てくるものも非常にありますけれども、その辺の利用度はどうであったのかということをお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは防災費のほうの気象観測事業費でございます。確かに情報はたくさん出ている部分でございます。ただ、こういうふうに地域の観測所は、一番なのは災害救助法適用等における観測所として必要なものでございます。冬季の部分、そのほか気象についても地域そのものの観測の結果数値、観測値というものが直接必要になりますので、そういった時点でこの観測地を使用しております。以上でございます。

○議 長 消防次長。

○消防次長 先ほど牧野議員から質問がありましたけれども……

○議 長 ちょっと待って、今、寺口議員の質問でありますので。

○消防次長 議員の消火栓設置工事委託料の約 200 万円の減ということですが、これは湯沢の上原自動車工場付近に消火栓、設置予定をしていましたけれども、道路工事自体が中止になったために減額になったものです。以上です。

○議 長 消防長。

○消防長 274 ページの消防庁舎付属施設整備事業費でございますが、今、正確な数字がちょっと申し上げられませんが、これから調べます。2 行目の実施設計業務委託料が正確ではございませんが 400 万円ほどございました。改めて訓練塔の設計をやり直そうということで予算をとっていたわけですが、それをしないで、前回 1 期工事のときと一緒に確認をとっておりますので、確認の内容を再積算した中で費用の削減をしようということで、76 万 8,000 円が再積算の委託料でございます。

ですので、その関係で減額になったと考えておりますが、正確な数字につきましては後ほど報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長 寺口君いいですか。（「はい」と叫ぶ者あり）24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 282 ページと 284 ページに係るかと思うのですが、FM放送についてお伺



いします。割り込みとか緊急番組とかいうものを否定する立場ではありませんが、訓練状況の生放送委託料ということで15万7,500円出ているわけでありまして。私はこういう委託料費というのがあるとは、ちょっとわかっていなかったのですが、FMゆきぐにで独自にそういったイベントを番組として取り上げたのかなという感じを持っていたのですけれども、それに至った経過というものをひとつお聞きいたします。

そして、この関連で申しわけありませんが、市がFMゆきぐにさんに、市の財政として1年間にどれだけの額を支出しているかということをお聞きしたいと思います。

それから、いろいろの番組を編成しているわけでありましてけれども、そういった中で委託している業務と委託していない業務というのは、聞いている人はほとんどわからないということでもあります。その辺の契約なりあるいは節度なりというのは、どういった形をとられているのかひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 防災訓練のFMゆきぐにからの生放送でありますけれども、至った経過は私のほうから、防災訓練は一応全域ということにはなっておりますけれども、これだけ大きい市になった。例えばことしは石打だったわけです。そうなりますと六日町、大和の皆さん方が、消防団やそういう皆さん方は別にいたしまして、本当に市民の皆さんにまずは防災訓練をやっているのだということ、それからでは内容はどのようなのだと、ここをやはり知らせないと、防災訓練の意味がないではないか。知らせるためには、やはり一番手っ取り早い方法はFMさんから実況中継をやっていただくことだということで始まりました。何年たったか……。3年、もっとたっていると思います。

そういうことでもありますので、市民の皆さんからは非常に喜んでいただいています。防災訓練があるのねとか、あったのねとか、ヘリコプターがことしは来なかったとか、いろいろそういうお話もいただいておりますので、私はこの金額からして効果は非常に大きいものだと感じております。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは生放送についてはそうでございますし、総合防災訓練というのは主会場がありますけれども市内全域でやっておりますので、中心地となる部分を全域でやっている皆さんにお知らせするのはより有効だという考えでございます。

支出額でございますが、平成24年度の決算で申し上げます。総額にいたしますと1,208万9,800円でございます。中身で言いますと議会費が議会放送で20万円、昨年は市長選挙、知事選挙、衆議院がありましたので選挙費で15万8,000円。それからほぼ毎日、1日2回、市の情報を流しているわけですが、その部分の放送料が年間150万円。それから自殺予防なり健康推進の啓発事業として流している部分が36万8,000円、防災関係ではそれこそ言いました緊急メールのシステムなり割り込み、それから緊急告知ラジオの購入で980万円ほどございます。あとは道の駅が昨年度オープンしたりということで、観光交流関係で3万1,000円、ナイトウォークの放送が3万円、計で1,200万円ほどでございます。

そのうちの約 800 万円はラジオの購入でございますし、選挙は選挙があるとき出しますの  
で、経常的と言われる部分は 390 万円ほどになると思います。

ですので、電波を占有する情報手段としては、非常に今貴重なラジオと考えていますし、  
電波を占有するということから考えれば、額的には私の感覚でいえばリーズナブルにやって  
いっているという感覚です。

それから委託の節度でございますが、必ず市の放送である場合は、放送の中で「市からの」  
といった形での放送がなされております。ですので、これちょっと言っているのかあれです  
が、全くどこの番組だかわからない形の中へ、市がそれをスポンサーとなって——スポンサ  
ーという言い方はちょっとおかしいですけども、市からの放送であるような番組等はない  
と思っております。以上でございます。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 周知のためという分には、メディアとしては非常に素晴らしいものだと思  
も思っております。私はどれぐらいなのかなということ、平成 24 年度は 1,200 万円という  
ことであります。あくまでも今のその内容の問題等に若干触れますけれども、市からの放送  
と市からの情報ということもわかるのですが、では内容を話すところまでチェックは多分で  
きないと思うのです。そういったチェック体制というのはとっているのかどうかお聞きしま  
す。全面的に安心しているのだというのであるのか、ひとつお聞きします。

それで私は、大和町時代に議会の一般質問を放送させていただきたいというところは、無料  
でいいですからという話で大体始まったと思うのです。それが今は 20 万円ということ。そ  
してまた災害時とかいろいろお知らせをするに必要だということで、こういう形で総額  
1,200 万円に膨れてきたということですが、そういうところをどういう感覚でおられ  
るかひとつお聞きしたいと思います。価格についての妥当性というか、適正価格というあた  
りはどういうふうに捉えているのかというあたりも参考にお聞きできればと思います。

そして、できれば私は、議会なんかも今は一般質問だけですが、FMさんでそういう対応  
は確か私はできないと思うのですけれども、こういった議場なんかの……（何ごとか言う者  
あり）

○議 長 私語はやめてください。

○岡村雅夫君 そういうことについて私は違ったメディアをやはり考えていく時期かなと  
いう感じがしたもので、こういう質問をするわけであります。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 具体的な部分については、また総務部長からお話し申し上げますが、さっ  
き部長が答弁したように経常的というのは 400 万円弱であります。防災ラジオが 800 万円か  
ら 900 万円でありますから、これは防災ラジオの配布が終われば——今度はまた議員のほう  
にもという話もありますけれども、そういう部分が終われば、この部分はそっくりなくなる  
わけであります。そうなりますと 400 万円前後で市の情報等を市民の皆さんにお知らせをし  
ているということでもありますから、メディアの電波を利用する我々立場にとれば、相当安い

と。だって、1回3万円なんていうのがあるわけですから相当安いと思っています。

大和町の時代にどうだ、こうだというのは、ちょっと私はわかりませんが、これだけ大きな市になりますと、やはりいろいろのメディアを使って市民の皆さんに情報をお知らせするというのは、行政に課せられた課題だと思っています。議会の皆さん方が、一般質問だけでなく今のような質疑を全部流せと言われると、確か相当のお金になると思います。それを議会の皆さんが承知で流せと、市費でやれということであれば、それは我々は議会の決定には従いますけれども、批判が出るのではないかと考えております、そこまではやはりする必要はないだろうと。

いろいろ画像で流すという部分もありますし、その辺も含めてまた議会の皆さん方がどういうご意向を示されるのかわかりませんが、議会中の全てのこういう質疑も含めて全部ラジオで流すというのは、ちょっと聞くほうもやはり耐えられないということだと思っていますので、ご理解をいただきたいと考えております。あと不足の分は総務部長に答弁させます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今ほど市長が申し上げましたけれども、ライブ放送の場合はチェックできません。ただ、通常毎日流すお知らせ等は、契約時に仕様書がございます。こういう案件でこういう内容を流してください。当然それに基づいてやっておりますし、ずっと聞いているわけにはいきませんが、それをチェックするような次第でございます。ほかはスポットで流れる部分も、例えば健康のあれであれば、こういう内容でということで放送原稿をあらかじめ渡すわけです。そこに例えば局側でコメントを挟むとしても、それから外れたコメントはございませんので、放送前に内容のチェックはしております。

それから価格ということでございます。前の報告案件でもありましたが適正価格を心がけているところでございまして、十日町、長岡、燕等でこういった地域のコミュニティ放送をやっております。その中でおおむね、ほぼ毎日流す額は幾らかという部分で、時間的、回数的にしますと、150万円というのがほかのところからみても安めで、適正ではないかという判断をしております。議会放送についてもやっているところの部分、時間とかを見た上で著しく差があるような形の内容での価格設定はしてございません。

ただ、積算基準等はありませんので、そういった内容をこちらで調査した上で、FMゆきぐにさんのほうと協議をした中で決定しているような次第でございます。当然業者さんのほうはあれだけの会社を運営して、経常費が400万円程度の言ってみれば売上げの相手でございますので、その辺は決して、にこにこそれで結構ですという状況ではございませんので、決して適正を著しく損なうような価格での契約だとは思っておりません。以上でございます。

○議長 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 順調に経過しているという答弁だと思います。それでメディアというのはいろいろありまして、新潟日報さんにもいろいろの記者会見、報道機関にも記者会見等をしているわけでありまして、そういう点では努力しているものと思いますけれども、特にこうい

った自動的に流れてくる放送については、やはりある程度神経をとがらせていくべきではないかなと感じたもので、あわせて話をしました。

例えば土曜日に市町村の番組がありますけれども、こういったものは何かスポンサーがついているというような話であります。聞く人たちはその情報というのと同じような感覚で捉えているということでもあります。やはりそれなりの節度というのは必要なのかなという気がしましたので、一言申し上げました。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 もう終わっていますけれども、1年ぐらいだったでしょうか、市長とか誰だか、何か土曜日の午後流していた、あれは温泉旅館組合員の皆さん方のスポンサーで、市長のふだんの素顔、考え方を引き出してほしいということで依頼がありましたので、私も受けたわけであります。そこで、私も十分気を使いながら、政治的なことは確か一切省いたと思います。しかも、昨年の選挙の1か月前には、それは私のほうから終了させていただいて、今に至っているわけであります。ちゃんと温泉旅館組合員提供ですということは流してやっておりましたので、何ら問題はないと思っております。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 軽微な質疑になるわけではありますが、市民からの災害の通報について、市民の電話番号の確認あたりはどのような形でやっていますか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それはかけてきていただいた市民の方の番号ということでしょうか。確認というのは、そこでとれるのはどこのどちら様ですか、電話番号は、どなたですかという内容ですか。（「方法」と叫ぶ者あり）市民からの通報の確認方法ですか。電話が来た際にその場でやりますが……（「番号の確認です」と叫ぶ者あり）

○議 長 議長を通して。

○総務部長 番号の確認は、ナンバーディスプレイがついている受話器では当然そこで確認しますし、そういったものがない部分であって連絡が必要な場合には、その方のお名前を確認したり、連絡先をその電話なりで確認いたします。以上です。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 災害時には、やはりディスプレイで確認できるほうが、私はいいと思っています。市民のその場合の状況ですけれども、たった1人で、例えば山崩れの兆候が見えると、あるいは堤防の崩落が始まったと、そうした場合、その人自身が危険に巻き込まれることもありますし、どこの場所だかわからないということがあるわけです。それは確認の意味でもやっておくべきだと私は思っています。

こう言いますのも、先日の雨があったわけではありますが、私が通報する、振興局の治水課はすぐに来ました。なかなか市のほうから来ない。別の議員さんの携帯へ、市のほうから問い合わせの通報が入ったと、こういうことがあるわけですから。たまたま大事に至らなかったけれども、万一決壊でもしたならば大変なことになるわけです。そういうこともあります

から、やはり着信の確認というのは、ディスプレイのほうで私はすべきだと思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 できるだけ確実な方法にしていきたいと思います。受話器についてもそういった方向で互換を進めていきたいと思います。以上でございます。

○議 長 ここで保留していた答弁の発言について、消防庶務課長から発言を求められておりますのでこれを許します。消防庶務課長。

○消防庶務課長 先ほど寺口議員のほうからの質問に答えさせていただきたいと思います。内容につきましては、消防長が先ほど答えたとおりであります。金額につきましては、実施設計の委託料 262 万円ほどが、先ほどの説明のとおりで減額になったため、今回補正予算のほうにもマイナス補正ということで上げてあります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 9 款消防費に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 15 分といたします。

〔午前 10 時 58 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 15 分〕

○議 長 第 10 款教育費の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは 10 款教育費をご説明いたします。

283、284 ページをお開きください。1 項教育総務費 1 億 8,152 万円で 630 万円の減です。1 目教育委員会費は 1 億 3,235 万円で 1,807 万円の減です。

285、286 ページをお開きください。1 つ目の丸、教育改革推進事業費 1,566 万円、前年度比 72 万円の増。1 行目の非常勤講師賃金 393 万円は、小中学校外国人児童生徒に対する授業における日本語支援講師 3 名を配置したものでございます。

2 つ目の丸、特別支援教育事業費 6,821 万円、前年度比 377 万円の増、支援員 48 名、前年度比 3 名の増でした。

3 つ目の丸、国際交流及び文化・スポーツ基金事業費 896 万円、前年度比 568 万円の減ですが、昨年廣田様から追加寄附をいただきました 600 万円の減分です。

下から 2 行目の中学生海外派遣研修事業委託料は、当年度 5 回目で中学生 20 名をアメリカ合衆国オレゴン州に派遣をいたしました。

287、288 ページをお開きください。3 行目の日韓友好中学生交歓事業補助金は、韓国道岩中学校と塩沢中学校の交歓事業で、昭和 62 年にスタートし 25 回目でした。平成 24 年度は、韓国道岩中学生 10 名が来訪いたしました。

1 つ目の丸、教育奨学金事業費 5 万円で昨年比 1,095 万円の減です。要因は、基金枠に対して、平成 23 年度、平成 24 年度と貸与者が少なく、二、三年は繰り入れをしなくても対応

可能なことから見送りとしました。5万円は指定寄附によるものです。平成24年度新規貸付者は、大学生6人、短大専門校6人、高校生1人、合計13人でした。昨年度から、審査項目に作文を加えて審査させていただきました。

2つ目の丸、教育振興対策事業費1,460万円で昨年比116万円の減です。

3つ目の丸、教育課程特例校事業費1,781万円、前年度比302万円の減です。小学校で実施の国際理解教育5年目でございます。

4つ目の丸、学級満足度向上事業費98万円で昨年比3万円減です。総合計画の指標目標値判定のため、Q U調査を年2回実施しました。

289、290ページをお開きください。2目教員住宅費80万円、前年度比31万円の減。市内7か所33戸の教育住宅の維持管理費です。

3目教育施設管理運営費392万円、前年度比3万円の増。1つ目の丸、学習指導センター運営費347万円。学習指導センターは3名の主導主事、国語、数学、英語を配置しております。

291、292ページをお開きください。1つ目の丸、言語障害等通級指導事業費44万円です。二つの通級教室を設置しております。1つ目はことばの教室を城内小学校に設置しております。通級児童22名、うち5名が湯沢町の子どもたちです。もう一つは発達障がい通級教室を北辰小学校に設置しております。六日町小学校と塩沢小学校にも出張対応しております。通級児童は28名で、全て市内の子どもでございます。

4目育成支援費4,443万円、1,204万円の増でございますが、主な増額要因は、子ども・若者育成支援事業費のニート・ひきこもり対策事業委託料800万円の増で、商工観光課より移管をしました。また、学校教育課より移管しました心の教室相談員報償費189万円、子育て支援課より移管しました心豊かな子育て教室事業費110万円の増でございます。予備費充用額7,000円は、職員研修会参加による負担金分です。

1つ目の丸、育成支援一般経費は916万円で394万円の増、9行目の修繕費は勤労青少年ホーム修繕費65万円の増です。

293、294ページをお開きください。8行目の施設修繕工事費207万円は、同じく勤労青少年ホーム給水設備工事費でございます。

2つ目の丸、子ども・若者育成支援事業費は2,988万円で1,110万円増です。2行目の臨時職員賃金1,756万円は、子ども担当10人分と、若者担当3人分、家庭担当1人分、UD支援事業、保育園等巡回訪問相談事業の担当の作業療法士分1人分となっております。

295、296ページをお開きください。1行目のニート・ひきこもり対策事業委託料800万円は、フリースクール夢想舎への委託料です。

2つ目の丸、学校・家庭・地域の連携促進事業費388万円は、県の補助事業です。1行目の報償費136万円は、家庭支援コーディネーター4名を六日町小、北辰小、浦佐小、塩沢小に「だんぼの部屋」と名づけ、各1人を配置しております。学校支援コーディネーターは大崎小学校に1名配置しております。

297、298 ページをお開きください。2 項小学校費 4 億 6,706 万円、前年度比 1 億 7,941 万円の減。主な減額要因は、小学校整備費が 1 億 6,672 万円の減でございます。藪神小学校大規模改造工事設計監理監督業務委託料 363 万円の減、五十沢地区小学校統合整備事業費 4,774 万円の減、大崎小学校グラウンド改修工事 4,559 万円の減、塩沢小学校大規模改造工事が 2 億 956 万円の減など、小学校大規模改造工事などが前年度で完了したことによります。予備費充用額 360 万円は五日町小学校污水管漏水修理費で、184 万円は城内小の水道配管漏水修理費でございます。5 万円は雪囲い材料の購入でございます。

1 目小学校教育運営費 3 億 1,780 万円、前年度比 1,269 万円の減。1 つ目の丸、小学校管理一般経費 1 億 9,974 万円で前年度比 1,805 万円の増です。8 行目の燃料費、前年度比 262 万円の増、9 行目修繕費が 1,774 万円の増です。10 行目の電気代、前年度比 198 万円の増です。

299、300 ページをお開きください。10 行目除雪等業務委託料 377 万円は前年度比 511 万円の減です。

301、302 ページをお開きください。1 つ目の丸、小学校授業運営費 3,637 万円、前年度比 2,217 万円の減。教科書改訂に伴う、教師用指導書購入 2,512 万円を昨年度購入したことが主なる減額要因となっております。

2 つ目の丸、小学校教育振興費 1,446 万円、前年度比 146 万円の減。主に教材備品購入費が減額となったものです。

303、304 ページをお開きください。1 つ目の丸、小学校設備等整備事業費は前年度比 402 万円の減です。主にパソコンリース期間終了による使用料の減額によるものです。

2 つ目の丸、理科教育振興費の 2 行目過年度国県補助金等返還金は、理科教育備品費の集計方法の誤差による返還金です。

3 つ目の丸、要保護・準要保護児童援助事業費では、290 人の児童を対象とさせていただきました。

2 目小学校整備費 1 億 4,926 万円、前年度比 1 億 6,672 万円の減。

1 つ目の丸、小学校大規模改造事業費 1 億 4,689 万円では、藪神小学校大規模改造工事及び城内小学校実施設計業務です。

2 つ目の丸、小学校施設等整備事業費 236 万円では、上関小学校プールの改修工事を実施しました。

305、306 ページをお開きください。3 項中学校費 4 億 1,734 万円、前年度比 5,779 万円の減。主な減額要因は、平成 22 年度予算からの繰越事業である六日町中学校耐震補強事業と城内中学校及び塩沢中学校のプール関連修繕工事が完了したためでした。予備費充用額 217 万円は、中学校の電気料不足のための充用です。同じく 109 万円は、中学校除雪委託料不足のための充用です。

1 目中学校教育運営費 1 億 7,881 万円、1,378 万円の増。主に燃料費、修繕料、光熱水費、電気料が増加しました。

307、308 ページをお開きください。いずれも前年度に比して大きな増減はありませんでしたが、上から7行目、建築物定期調査・建築設備定期検査委託料90万円が皆増でございます。8行目、除雪等業務委託料が109万円の増となりました。

309、310 ページをお開きください。1つ目の丸、中学校授業運営費では教師用指導書1,027万円を購入しました。

3つ目の丸、中学校設備等整備事業費では、教育用パソコンリース料がリース期間終了により458万円減額となりました。

4つ目の丸、理科教育振興費の2行目の過年度国県補助金等返還金は、理科教育備品費の集計方法誤差による返還金です。

5つ目の丸、要保護・準要保護生徒援助事業費では、176名の生徒を対象とさせていただきました。

311、312 ページをお開きください。2目中学校整備費2億3,852万円、前年度比7,158万円の減。

2つ目の丸、中学校耐震補強事業費1億7,143万円、平成23年度予算からの繰越事業、六日町中学校耐震補強事業です。

3つ目の丸、中学校施設等整備事業費5,759万円は、同じく平成23年度予算からの繰越事業、塩沢中学校グラウンド改修工事です。

4項の特別支援学校費6億3,643万円は、平成24年度に新設をしました。前年度は特別支援学校整備費として2,997万円ですので、6億646万円の増です。

313、314 ページをお開きください。1つ目の丸の特別支援学校建設事業費の13行目特別支援学校大規模改造工事費3億2,750万円と、その下の特別支援学校体育館建設工事費2億3,891万円などが皆増でございます。平成25年4月10日に児童生徒59人、教職員40名で無事開校いたしました。

315、316 ページをお開きください。5項幼稚園費906万円、前年度比188万円の増で幼稚園就園奨励補助金です。市を經由して交付する金城幼稚園、六日町幼稚園への園児保護者への助成金です。過年度国県補助金等返還金9万円は所得制限の計算を修正したための返還金です。

6項社会教育費8億5,467万円、前年度比3億9,586万円の増です。主な増因は、図書館建設事業費が6億6,819万円増です。前年度は、市民会館大規模改修事業や塩沢公民館、大和公民館改修事業などが終了しましたが、全体として増加しております。

1目社会教育総務費347万円、前年度比65万円の減です。

317、318 ページをお開きください。2目公民館費3,721万円、前年度比27万円の増。

1つ目の丸、公民館運営一般経費、中央公民館と公民館7分館の運営費です。

1行目の公民館分館長報酬119万円、五十沢、城内、大巻、浦佐、藪神、大崎、東の7分館長の報酬です。3行目の分館協議委員報酬費196万円、分館協議委員56人分の報酬費です。

次の丸、公民館事業費164万円。主なものは、中央、大和、塩沢の3公民館事業である各



種学級講座講師の謝礼でございます。

次の丸、公民館施設管理費、大和公民館と塩沢公民館の2施設の管理運営費です。

319、320 ページをお開きください。1つ目の丸、セミナーハウス管理運営費 253 万円、欠之上と塩沢のセミナーハウス2施設の管理運営費です。

321、322 ページをお開きください。1つ目の丸、高齢者の学習活動参加促進事業費 149 万円、主なものは、中央、大和、塩沢の3公民館事業である高齢者学級講座講師謝礼です。

3目図書館費7億538万円、前年度比6億7,700万円の増。4行目の図書館指定管理委託料97万円は、指定管理者の文化スポーツ振興公社委託料です。文化スポーツ振興公社補助金1,190万円は、公社職員の人件費分です。その下の共益費等負担金406万円は、新図書館建設に伴う区分所有分の共益費です。

次の丸、図書館建設事業費6億6,819万円、6億5,467万円の増です。2行目の各種業務委託料177万円は、土地の分筆登記に係る境界調査の測量やワークショップなど7件分の業務委託料です。

図書館建設工事費1,920万円は、建築、電気、機械の出来高率による支払分でございます。土地購入費4,752万円とその下の建物購入費2億1,791万円は、六日町街づくり株式会社からの公有財産の購入費です。中小企業基盤整備機構返済補助金は、2億9,000万円です。次の補償金9,167万円は店舗等の物件補償料10件分でございます。

323、324 ページをお開きください。図書館建設事業費、繰越明許1,565万円は皆増です。調査委託料178万円は、移転補償調査委託料です。図書館基本・実施設計業務委託料1,387万円で、基本設計のデザインアドバイザー業務委託や実施設計業務委託等を行いました。

4目の文化行政費3,775万円、前年度比2,133万円の減。主な減額要因は、棚村基金20周年記念事業と坂戸城跡土地公有化によるものです。

325、326 ページをお開きください。2つ目の丸、坂戸城跡整備事業費255万円、前年度比460万円の減です。主な減額要因は、土地公有化に伴う土地購入費、測量委託費、試掘調査費等の減となっております。

4つ目の丸、文化資料展示館費232万円、ほぼ前年度同額でございます。池田記念美術館の維持管理費です。年間入場者数は1万9,432人で、前年度より5,700人強と入場者数は伸びております。

327、328 ページをお開きください。1つ目の丸、重要無形民俗文化財指定取組事業費764万円、前年度比369万円の増、主な増額要因は、桜映画社と締結した「浦佐毘沙門堂の裸押合いの習俗」映像記録作成業務委託でございます。

2つ目の丸、南魚沼市郷土編さん事業費998万円、前年度比56万円の減。主な減額要因は、郷土史編集委員報償費等となっております。

329、330 ページをお開きください。5目文化施設費7,206万円、前年度比2億5,942万円の減。主な減額要因として、市民会館舞台照明設備改修工事の完了でございます。

2つ目の丸、文化施設運営委託事業費6,400万円、前年度比726万円の減。市民会館、牧

之記念館、トミオカホワイト美術館の3施設の運営委託費です。主な減額要因は、今泉博物館の指定管理を外しまして、トミオカホワイト美術館を加えたことによる差額でございます。

3つ目の丸、さわらび管理運営費 629 万円。前年度比 31 万円の増。文化スポーツ振興公社に平成 23 年 6 月から一部委託とした関係で、2 か月分の増額分でございます。

331、332 ページをお開きください。7 項保健体育費 10 億 4,549 万円、前年度比 2 億 5,891 万円の増。主な増額要因は、大原運動公園整備事業費の 3 億 2,946 万円の増によります。予備費充用額 21 万円は臨時事務賃金です。

1 目保健体育総務費 3,320 万円、前年度比 1,182 万円の増。

1 つ目の丸、保健体育一般経費 87 万円、前年度比 21 万円の増。

3 つ目の丸、スポーツ行事運営費 135 万円、479 万円の減ですが、にいがた歩くスキーフェスティバルなどの負担金を次の保健体育補助・負担金事業に計上したためでございます。

333、334 ページをお開きください。1 つ目の丸、スポーツ推進事業費 730 万円で 30 万円増ですが、スポーツパラダイス運営費補助金増分です。文化スポーツ振興公社臨時職員 2 名の人件費と運営費の文化スポーツ振興公社への補助金です。次の保健体育補助・負担金事業ですが 2,086 万円、1,598 万円の増です。12 行目の全国高等学校総合体育大会南魚沼市実行委員会負担金が 1,143 万円増えており、平成 24 年度のインターハイのテニス、自転車競技の運営に当たる負担金でございます。

2 目体育施設費 5 億 5,564 万円、前年度比 3 億 3,749 万円の増。主な増額要因は、大原運動公園整備事業によるものです。予備費充用額 16 万円は石打丸山シャンツェの修繕費でございます。

1 つ目の丸、体育施設一般管理費 2,954 万円、前年度比 512 万円の増です。

335、336 ページをお開きください。ディスプレイのエアコン、サンスポーツランドテニスコート、体育館のライン改修など各種施設の工事費の増によるものです。

337、338 ページをお開きください。1 つ目の丸、体育施設管理委託事業費 8,089 万円、前年度比 1,067 万円の増。ディスプレイ南魚沼を含む体育施設 14 施設の管理運営は、指定管理者の文化スポーツ振興公社が委託料 3,971 万円で行いました。次の五日町シャンツェ指定管理委託 53 万円の指定管理者は五日町観光協会でございます。文化スポーツ振興公社補助金 4,064 万円は、公社職員の人件費補助金でございます。

2 つ目の丸、県営石打丸山シャンツェ管理費 1,045 万円、前年度比 271 万円の増。主な増額要因は、計測機器、手すり等の施設修繕工事を実施したことによるものです。1 行目の県営石打丸山シャンツェ管理運営事務委託 753 万円は、財団法人新潟県スキー連盟に委託しております。

3 つ目の丸、体育施設整備事業費 770 万円、前年度比 1,209 万円の減。二日町体育館、浦佐体育館等の修繕が終了したことによる減が主で、今年度は塩沢グラウンドの防球フェンス等の工事を実施しました。

次のディスプレイ改修整備事業費 1,420 万円は皆増で、屋根の改修に係るものでござい

す。残工事については、平成 25 年度への繰越事業として行います。

また次の大原運動公園整備事業費 4 億 153 万円、3 億 1,814 万円の増です。2 行目の監理監督業務委託料は第 1 期工事野球場にかかるものです。施設改修工事費 3 億 9,746 万円は建築、土木、電気設備（弱電、強電）工事に係るものです。

次の丸、大原運動公園整備事業費、繰越明許 1 行目の測量設計等委託料 74 万円は、テニスコートのシェルター増設工事に係るものです。その下の施設改修工事費 1,056 万円は同じくそちらのテニスコートシェルター増築工事費でございます。

3 目学校給食費 4 億 5,664 万円、前年度比 9,040 万円の減。主な減額要因は、六日町学校給食センター大規模改修事業費の洗浄システムの改修及び蒸気配管改修工事が完了したことによります。予備費充用額 238 万円は、大和給食センターの温水コイルユニットの修繕によるものです。

339、340 ページをお開きください。1 つ目の丸、自校方式事業費 5,772 万円、前年度比 359 万円の増。塩沢小と柄窪小以外の塩沢地域小学校 5 校と後山小学校、合わせて 6 校の自校給食経費でございます。増額要因としては、第一上田小学校の冷蔵庫、上関小学校の食器洗浄機の購入によるものです。1 行目、臨時職員賃金 1,013 万円、7 人分の賃金です。5 行目、賄材料費 3,435 万円、前年度比 169 万円の減。主な減額要因は、児童生徒数の減少によるものです。

2 つ目の丸、給食センター方式事業費 3 億 9,470 万円、前年度比 163 万円の増。大和、六日町、塩沢の 3 給食センターの経費です。1 行目の臨時職員賃金、大和 6 人、六日町 8 人、塩沢 9 人、合計 23 人の臨時職員の賃金となっております。7 行目賄材料費 2 億 7,517 万円、前年度比 685 万円の減。減額要因は、児童生徒数の減少によるものです。

341、342 ページをお開きください。下から 4 行目、給食車配送業務委託料 349 万円、シルバー人材センターに委託をしております。六日町の 3 台、塩沢 2 台の給食車配送業務を委託しているものでございます。

343、344 ページをお開きください。1 つ目の丸、六日町学校給食センター大規模改修事業費では、蒸気配管改修及び検収室エアコンの取り付け工事を実施しました。

以上で、10 款教育費、支出総額 36 億 1,283 万円、前年度比 10 億 1,236 万円、38.9%の大幅な増となっております。主な増額要因は、特別支援学校建設事業費 6 億 3,644 万円の増、図書館建設事業 6 億 8,385 万円の増、体育施設費・大原運動公園整備事業費 4 億 1,285 万円の増によるものです。以上で、10 款教育費の説明を終わります。

○議 長 教育費に対する質疑を行います。19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 304 ページです。小学校の整備についてですけれども、確か私の記憶だと三、四年ぐらい前に、市内の小学校の雨漏りとかの修繕をしたと思うのです。国の補助金をもらったりとか、あと上関でもやってもらったのです。中にはやったにもかかわらず、結露なのか雨漏りなのかちょっと私はわからないのですが、またぼたぼたしているところがあるように、私は把握しているのです。今現在やったけれどもまだ雨漏りするようなどころって

あるのですか、どうですか。その答弁をお願いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校の修繕につきましては、小学校、中学校とも年度初めに担当と、それからその教頭、校長が立ち合いをしまして、それでここが具合が悪い、直してくれみたいなことで、全部そういう情報をいただいております。その中で、直したからだめだったというのはちょっと聞いていないのですが、もし、そういう部分がありましたら、また個別に訪問して対応したいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと整理がつかないので、何点になるかあれですけれども、294 ページ、まず心の教室相談員報償費、これが多分支援センターに集約されて常駐という形になったのですけれども、その分、資料を見ますと相談件数は増えているようではありますが、その中身です。一般的に考えれば、週に何回か中学校を回って相談を受けたほうが、子どもたちは受けやすいような気がするのですけれども、件数的には増えているという状況なので、その内容、中身。偏っていないか、例えば塩沢とか大和とかそういうところの相談件数が、相談しづらいような状況になっているのではないかという心配もあるので、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

細かいことですが、小学校、中学校のテレビ受信料があるのですが……

○議長 長 できるだけページ数のほうを……。

○佐藤 剛君 済みません、小学校のほうは 302 ページです。それから中学校にもテレビ受信料があります。これは 1 台でも、各教室に設置しても受信料は同じでしょうけれども、ただ、地デジ化に伴ってテレビをなくしたと思うのです。それでこれはどこに設置されているのか。そして、教室にテレビがなくなって、子どもたちの教育環境的にはどういう状況になったのかというところを教えてください。

次ですけれども 308 ページ、項目にないのですが、当初予算の中でバス運行委託料 380 万円ぐらいあったのです。多分、3 中学校の関係でしょうけれども、そこら辺がなくなったのですが、その理由をちょっとお知らせいただきたいということでもあります。

ちょっとほかの方もありますので、もう 2 点だけにしますけれども、328 ページ郷土史編さん事業費です。ここは毎回質問いたしますが、前年に比べるとそう大きな差はないのですけれども、予算に比べると大分減っています。その中で印刷製本費がまたなくなった、筆耕費がなくなったということですが、昨年、六日町町史の資料編の第 2 巻ですかが出ていたのです。それがまだ完成していないのですが、そこら辺のスケジュールが、その次今度は大和も控えているわけですが、大丈夫かというところを、スケジュール的、内情的なものをちょっと教えてください。

もう 1 点だけ済みません。340 ページ、下から 6 行目あたりに給食センター修繕料があります。ここは若干の説明もあったのですが、当初予算 210 万円でしたか、それで何回かの補正で補正額は 855 万円ぐらいになっているのです。それで結果として多分予備費充用がない

ので、予算流用か何かあったのでしょうかが1,160万円になっているのです。ちょっと補正のときに説明があったのかもしれませんが、額が大分こう修繕料が増加していますので、内容をお知らせいただきたいと思います。ちょっといっぱいになって恐縮です。お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 心の相談員の件ですが、各学校に配置をしておりますので、担当によりまして、声かけをしたりするのも、回数に入れているところもあったり、また相談だけを上げたところもあるものですから、若干、学校によって件数のばらつきがございます。ですので、夏の段階ですか一旦集めまして、それでそこら辺の統一を図って今後いくということで、意思統一をしたところでございます。

それから統合に関してのバスの委託については、当初、一緒に部活をして、それでそれによる運搬するバス代ということで予算要求を上げたのですが、統合に関しての部活が2校の部活であればかなり有力ですが、3校だと対外試合に出るのに非常に厳しい部分がある。それから、現在の学校に、例えばバスケット部がないと結局それが使えないという趣旨の条件がございまして、今すぐバスでもって部活とかそういう交流を図るということがちょっとできなかつたものですから減額をさせていただきました。

統合に関しては、できるところについて今後も進めていくということですので、今、校長先生が検討会を始めていますので、その中でまた検討していきたいと考えております。

それからあと郷土史の関係ですが、これについては確かに発刊ができなかつたということでおわびをしなくてはいけないのですが、六日町史資料編の第1巻を今年度発行したいと。それからあと六日町史の通史編の第2巻近世の部分ですが、これも今年度発行を目指したいということで、原稿がまだ全部集まっておりません。そちらの原稿を一生懸命執筆していただいて、編集をして発刊していきたいということで、残念ながら印刷製本費等は減額せざるを得ませんでした。そこについてはおわびを申し上げます。

あと修繕費については、学校教育課長に答弁させます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 給食センターの修繕費ですが、最終的に塩沢給食センターのほうで、一般的修理費ということでの緊急修理で、温水コイルユニット等を入れかえさせていただきました。当初予算組みのところでは、大和と六日町の修繕料について予定をしておりましたが、緊急的に塩沢センターの温水コイルを直したということと、それから六日町給食センターで大型備品の修理、熱交換機の修繕ということで、大幅に増加したものであります。補正予算で対応させていただきました。

○議 長 教育部長。

○教育部長 テレビにつきましては、確かに撤去というようなことでしていますが、現状では教育活動に影響があるという話は聞いておりませんが、また再度、調査をさせていただきたいと思います。以上です。

○議 長 質疑の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後1

時 10 分といたします。

[午前 11 時 55 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後 1 時 08 分]

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 整理のつかないまま質問をしたら、ちょっと多くなってびっくりさせたようではありますが、再質問を 2 点だけお願いいたします。

302 ページ、小学校のテレビの受信料、中学校もそうですけれども。先ほどもちょっと質問の中で触れたのですが、地デジ化によりまして各教室のテレビが映らなくなったということです。ただ、そこで私は教育環境的に、そのために環境が悪くなってはまずいなという気もしますので、それらの対応があったら再度お聞かせをいただきたいと思います。

もう 1 点が郷土史編さん事業の件であります。先ほど言いましたように 1,870 万円ぐらい予算化しまして、決算で 990 万円ぐらいで半額になった。その中には印刷製本費とか筆耕料が含まれない。これが単年度であればいいのですけれども、私が何回も質問するように、これが繰り返されているというのが、郷土編さん事業の実態かと思えます。

先のめどがついているのであれば、私はいいですけれども、もしあれでしたら、この後に大和町史のものも平成 27 年度までに完成するという予定になっているわけです。めどがついているのだったらいいのですが、めどがついていないのだったら、六日町と大和町を分けて作業を進めるとか、そういうところも考えないと、毎年度同じような繰り返しの質問をしてしまっているというところなので、そのところ 2 点だけお願いします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 それでは、最初の 1 点目の学校のテレビについて回答させていただきます。地デジ化に伴いまして、今まで学校の教室のほうにあったわけですが、それぞれどこまで有効に使っているかいうのを検証し直しさせていただきました。その中で余り頻繁には使われていないという中で、より機能を充実させて有効的に使うということを目指にしまして、平成 22 年 3 月に DVD ハードディスクレコーダー、それからチューナー、これをそれぞれ各学校全部設置しました。これによりまして DVD が見られる、録画ができるという機能ができるようになりました。

それで、それぞれ学校によって学校予算のほうでやっているのですが、場合によっては大型テレビを買ってあるところ、それからそれぞれキャスターをつけまして、必要な教室で使用する場合に、教室のほうにテレビを運んで有効的に使うということで対応をさせていただいております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 それでは郷土史編さんの件についてお答えさせていただきますけれども、議員さんがおっしゃるように、本当に時間が押して大変申しわけないという状況でございます。

今現在ことしの9月に今後の見通しということで、各部会そろって再検討をさせていただいた結果を、ちょっと話させていただきたいと思います。六日町については、資料編と民族編それから通史編ということで、全部で6巻予定をしております。そのうち発刊できたのが、残念ながら1巻でございます。大和地域につきましては、近世、現代の下巻と、それから先史・古代と近世の補巻ということで3冊の予定をしております。

本来でありますと平成24年度に資料編の第1巻を発刊するという予定でございました。また、民族編についても発刊をしたいということでございましたけれども、原稿が遅れまして、資料編第1巻については、中世はそろっておるのですが先史・古代はまだそろっていないということです。できれば今年中に発刊をさせていただきたい。原稿がそろった段階で、私どもの一番最短の中で、12月議会に補正を上げさせていただいて取り組みをしたいと考えております。

それから通史、資料編の第2巻についても、今年度ということで予定をしておりますが、こちらのほうもなかなか難しいと。あと民族編と通史編の第3巻については、平成26年に発刊。通史、資料編第1巻については、平成27年に発刊をしたい。大和町史の下巻については平成27年に発刊をして、補巻の2つにつきましては平成28年に発刊をしたい。もうこの日程が本当にぎりぎりでございますので、日程に沿って進ませていただきたいと考えております。

原稿が遅れている理由というのは、やはり執筆していただいている皆さんがお忙しいことと、それから失礼な言い方かも知れませんが、ご高齢の方もいらっしゃるし、なかなか筆が進まないという部分がございます。私どもも、事務局のほうも、一生懸命体制を整えた中で、各執筆者の皆さんと検討を重ねながら、できるだけ急いでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それで、予算の減額でございますけれども、1巻分の発行500万円を、無理だということで当初に落とさせていただいたこと。それと私ども原稿料につきましては成功報酬といえますか、原稿ができてからお支払いをするということでございまして、その分についても落とさせていただいたということで、900万円近くの減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願いします。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず財産台帳の38、39ページに、小中学校のピアノがあります。特に小学校で1台しかないという部分が、ことしも変わっていない部分が1校あります。この辺について、現場のほうからどのような声があって、それに対してどのような対応をしたのかなということを1点お伺いします。

324ページ、文化財保護審議会委員報酬21万円について、関連してであります。審議会の中でも保存すべき古民家等について、市内に2棟ほどあるそうでありますけれども、この辺について検討された内容、その後どうするべきかということがわかっていたらお願いいたします。

それから 334 ページの体育施設一般管理費、2,954 万円に関連してであります。利用者の延べ数が 30 万 8,000 人と資料等に出ておりますけれども、市民利用としてどの程度だったのかということをお伺いします。

最後に 338 ページ、大原運動公園整備繰越明許費 1,137 万円であります。テニスコートのシェルター増設工事に関してであります。増設をしてインターハイに向けてすばらしい施設をつくっていただき、大会も大成功に終わったと。全国から来ていただいた先生方、生徒たち、非常にいいプレイを見せていただきました。南魚沼市のテニスコートの宣伝としても大成功であったと思っておりますが、いかんせん雨あるいは雷ということに対しては、囲いが無いという部分で、利用者のほうからもやはりセンターハウスが必要であろうというところもあったわけです。平成 24 年度においては、どのような検討をして、こういうふうにしたというお考えはあるのか。以上 4 点をお伺いします。

○議 長 答弁をお願いします——教育長。

○教育長 4 点のご質問、まず 1 点目の小学校のピアノ対応ですが、具体的に困っているのでしょうかけれども、購入の要望はありませんので、引き続き現数量で対応しながら、もし寄附という形があれば、そういう情報も得ながら対応していきたいなと思っております。

大原運動公園の雨対応ということですが、それは対応したほうがいいに越したことはありませんが、なかなかそこまでの対応はしきれないし、運営の中で切り抜けていこうということで、具体的にその部分の建設をしようとか、事業費をはじくとかという検討まではしておりません。

それとスポーツ利用について、今調査中ですから数値については確認しておりません。

それから古民家については、随時お話がありますから、聞き取りをし、調査をしながらやっておりますが、今のところ塩沢にあった 1 件については、我々は調査をし、持ち主と確認をし、持ち主のほうからは、指定だとかということとはしなくてもいいよということで確認しております。ということで、現在話の進んでいる物件についてはございません。はい。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 済みません、体育施設の利用実績の、30 万 8,000 人の中の市民の割合ということだと思っておりますけれども、ただいま個々の施設の市民団体、それからその他団体の施設の資料は持っているのですけれども、まとめたものをちょっと今持っておりませんので、まとめさせていただいた中で、後ほどご報告させていただきたいと思っております。よろしくお伺いします。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 各小中学校のピアノの部分でありますけれども、音楽室と体育館ということで、体育館に置いてあれば行事等で使うということがありますので、結構大規模な小学校も 1 台というのが見受けられます。現場のほうからの声を尊重して対応していただきたいなと思っております。



体育施設の管理についてですけれども、要はこれから指定管理に移っていく中で、市民利用を相当増やしていこうということが、スポーツ振興計画の中にもあるわけです。そうすると、この部分で市民の利用が伸びてくるというのであれば、どの競技かなということになる。体育館のラインについてもそうですし、そういう部分についての整備をしていかなければならないという資料にもなるわけですから、これはきちんとした資料、統計をとって、予算に反映をしていただきたいと思いますと思っております。

テニスコートについては、これから20面というコートをどのように生かすかということが、競技団体のほうとしても非常に頭を痛めているところでもあります。予算云々というものもありますけれども、県下一の施設を誇っている20面のテニスコートでありますから、これをいかに売り出していくかということ、資料を見る限り出てこないと言いながらも、私は一番に考えていくべきだということを申し上げて質問を終わります。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 今ほど指定管理の話が出ました。一般質問でもちょっと上げさせてもらいました。全般に言えるのですが、文化スポーツ振興公社に大変多くの施設を任せてやっているわけですが、昨年のやはり決算のときの質疑が、ほかの人でしたがありました。財政上の理由で指定管理になってきている、一つ一つ見直しをするといった答弁もありましたし、それぞれの設置目的に基づき点検をするということが述べられているのですが、その後どうなっているのでしょうか。

何でこんな話をするかと言いますと、一般質問の中でもちょっと述べたのですが、具体名を出しますとB&G体育館の前の玄関が、非常に、吸い殻、ガラスのかけら、それからごみ、全く管理されていない状況が見受けられて、使うときにちょっと自分たちで掃除させてもらいました。そういったことで、非常に多くのことを任せているわけですが、ちゃんとそれに対して点検なりチェックがされているのかということが1つ疑問に思いました。

2点目ですが、ページが324になるのでしょうか。今泉——この場合は博物館と言ったほうがいいのかもしいのですが、中に収蔵されています茶道具だとか、それから貴重な本類、人形、面そういった財産的なものをきちんと把握されているのか。もし、把握されていたとすれば、書の保管状況は——これは市内の人ではないですがある師匠さんの意見を聞いたのですが、非常にああい保管状況だと、書がすぐ傷んでだめになると伺いました。そういったことで、資産はすごく高額なものになると思いますし、そして貴重なものだと思います。それをやはり道の駅とあわせて、もっともっと前面に出せるようなことを考えていったほうがいいのかということで、観光施設というよりも、文化財という意味でちょっと質問させていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1点目の指定管理についてお答えします。そういう事情があるとなれば、速やかに調査をしてまいりたいと思います。指定管理については、この9月に今まで一括し

ていたのを3分割ということで指定管理を再検討しますから、その中で現状の管理のまずさ等も検討の中に入れながら、新しい指定管理体制の中で修正してまいりたいと思っております。

それと2点目です。今泉博物館、今泉記念館については、ご存じのように施設管理は産業振興部、それと中の美術品については教育委員会が管理ということになっております。それで、今までの仮面だけという展示よりも、私も何回か今泉記念館に足を運んでいますが、田中コレクションも含め、かなりわかりやすくていい展示がされていると思っております。

教育委員会としては、展示の方法についてのアドバイスともに協議をするということと、それから山田議員の指摘の収蔵庫にある部分の管理ということは、教育委員会の担当ですから、きちんとやっていきたいと思っております。お答えからしますと、市内で持っている収蔵庫の中で池田記念美術館の次に機能、設備がいいのが、今泉記念館ですから、そういう面では心配はらないという言葉は適切ではありませんが、池田記念美術館に次いで収蔵庫になっております。

そういう状況も踏まえながら、今ご指摘のものをもう一度、現状を再度チェックをさせてもらいますが、教育委員会としても常に管理はしているつもりでございます。もう1回指摘された面から再チェックしていきたいと思っております。以上です。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 ぜひ、そういうふうにやっていただければと思います。

もう1つだけ、社会体育施設。1つの例で本当に恐縮ですけれども、ほか全般はいいのでしようけれども、雪国スポーツ館を利用させてもらったとき、これは昭和中頃の施設、ポールではないか。そういう備品関係をどちらが整備するのかということがよくわからないので、どちらに要望を出したらいいかわからないのですけれども、そういったものを含めて点検いただければと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 指定管理の切れ目でありまして、私としては備品については教育委員会のほうで管理すべきと思っております。その辺のことも含めて、言われた部分、煙草の管理だとか備品の管理、そろい具合だとかについて、速やかに確認していきたいと思っております。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 286ページの特別支援教育事業費のことでちょっとお聞かせください。非常勤職員賃金、それから非常勤講師賃金、特別支援学級介助員賃金と、特別支援教育事業というのは、資料によりまして79ページの特別支援員としていいのかなと思っております。平成19年から制度的になったものの適用かと思うのですが、ここで働く人たちというのは全て非常勤であり、そして正職員という言い方はおかしいかもしれませんが、常勤的な人はどうなっているのかということをお聞きしたい。それと、これに勤めるに対しての資格とかそういうのは必要かどうかです。

そして教育的効果を聞くのはちょっとおこがましいですけども、もし、何かあったらお聞かせください。

次は 296 ページのニート・ひきこもり対策事業ということで、委託料という形になっております。若者支援事業が、当市では県で先駆けて課がつくられ、そして一生懸命やっているというので、そこで全て受けているのかなと思ったら、委託に大きい額があります。委託を受けている内容というのはどういうことか、ちょっとお聞かせください。

それと、パソコンリースが今回約 1,000 万円まではいきませんが……

○議 長 ページ数をお願いします。

○岩野 松君 済みません、306 と 308 ページに小中学校のパソコンリースで約 800 万円、900 万円近くが前の年より減ったというふうな報告がありました。そして事前に配られた監査の中、パソコンについてちょっと意見もあったので見たのですけれども、監査のほうからの台数で簡単に引いたら、34 万円くらいが 1 台当たりかなと私は思ったのです。パソコンに対して、前からも疑義ありましたけれども、減った分は今度購入するという形になったか、どうだったか、使う方が減ったからということかお聞かせください。

それと給食費について、ちょっと先ほども……（「ページ数」と叫ぶ者あり）はい、340 ページです。給食費の中の放射能の対応についてですけども、今、薬物に対して特に注意しているというのが聞こえてきまして、生産の場所によっては、それは購入しないという話も聞こえてきました。前に○157 のときもそうだったのですけれども、給食センターのほうで果物をなかなか使わないで、自校方式だった塩沢は、○157 問題が解決できた時点では、果物、生ものを結構給食の中に取り入れたけれども、六日町は取り入れなかったという経緯もありました。放射能に対しての市販、いわゆる市場を通して回ってきている野菜なども、また測り直しているのか。場所によっては購入しないというのが聞こえてきましたので、そういうのはどうなっているのかお聞かせください。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 では 4 点についてお答えします。1 点目の特別支援教育事業についてですが、平成 19 年度から制度化になったかということで、制度化はなっておりません。自主的に、困り感の多いお子さんがいるということで教室に支援員をつけております。それで全て臨時職員です。では資格がいるかということですが、資格は必要なく、教育という部分については担当の先生が受け持って、支援員が教育をするということではできませんから、支援という役割でありますもので、教師の免許がいるということでの採用ではございません。

それから 2 点目です。ニート・ひきこもりの委託ということで、今、子ども・若者支援センターについては、若者という部分でうちも担当はいるのですが、ここと、きょうの冒頭説明しました夢想舎に委託しまして若者の部分をともに担当しております。詳細については、このあとセンター長のほうで補足説明します。

3 点目です。パソコンについては、リースが原則でやっております。それで、国の補助金がついたときに 1 回だけ、購入したほうが予算がつくということで購入したときがあります。

この年度、年度のずれについては、リース期間が終わってというその切れ目、切れ目であり  
ますから、毎年同じ額だということではありません。この件についても、後で補足があれば  
学校教育課長のほうでお答えします。

それと4点目の給食の放射能対応については、学校教育課長のほうでお答えしたいと思います。  
以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 それではパソコンリースのほうの額が減ったということについて、ちょ  
っと追加で説明させていただきます。これにつきましては、リース期間が終了したというこ  
とによる減額であります。530万円ほど使用料の減額となっております。

それから給食員の放射能の対応ですけれども、現在うちの給食センターのほうでは、それ  
ぞれ一度検出された品物につきまして台帳をつくっております。それによって、県、国の調  
査で検出されたものについては、使わないということで対応しております。それぞれ種類に  
よって一覧表をつくりまして、検出されたものにチェックをつけまして、それを確認しなが  
ら対応しているところです。市場につきましても、注文するときには何々地域のものは仕入れ  
といいますか納入しないでくださいということで、納入された後もそれを確認して対応をし  
ておるところです。当然、検出しないものについては、利用させていただいているというこ  
ろであります。以上です。

○議 長 子ども・若者育成支援センター長。

○子ども・若者育成支援センター長 夢想舎というフリースクールに業務委託をしている  
件ですけれども、内容的にはフリースクールですので、そこで勉強している、そこで高校を  
卒業のための通信制の高校の勉強をしているという部分と、それからセンターの業務と一部  
重なる部分があるのですけれども、相談活動ということで週半日、1回、年間で45回。それ  
からワーキングルームということで、居場所対応ということで週1回、年間で46回、子ども・  
若者育成支援センターに来ていただいて、センターの居場所対応に協力していただいております。  
夢想舎と子ども・若者育成支援センターの利用者との交流会等についても、3回ほど  
開いております。平成24年度3月末の在籍者数が20名でございました。以上です。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 最初のは大体わかりました。割と学校の先生上がりの方がしているのも経  
験をちょっと聞いたこともあるのですけれども、そういう方が多いのかなということですが、  
資格は必要ないということですね。そして、これは毎年、要するに雇い入れるというか、毎  
年契約するという形になっているわけですね。はい、わかりました。

では次のニート・ひきこもりについてですが、委託しているということは、あれですか、  
高校受験をして合格したけれども、なかなか学校に行けない方をそこで受けてしていると思  
えられるのか、そこら辺をちょっともう1回お聞かせください。

パソコンリースについて、私が単純に割り返して34万円と言いましたけれども、普通のパ  
ソコンでは私から見ると高額だなと思うのですけれども、何か教育上というのは別な観点な

のか、私の観点が間違っているのか。もう1回そこはお聞かせいただきたいと思います。

それと給食のことですが、一度検出されたらという話ですけれども、福島のあれからもう2年以上たっていますし、特に薬物は3か月かそこらで下から入れかわる食品だと思うのですけれども、そういうのも含めてそのたびごとに検査をされているのか。それと先ほど言いました自校方式の対応にはそこはどうなっているのか。もう1回お聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ニート・ひきこもりの関係ですが、中学を卒業して高校へ行きそびれた方を受け入れる場合もあります。それから今深刻なのは、高校へ入って中退される方があります。その方を受け入れています。ここは授業をやりながら東京の高校の単位の取れるところと提携しまして、高校卒業の資格を取るという形になっております。

それとパソコンについてですが、1台当たりをヤマダ電機などと計算すると、大分高いという捉え方をしていると思うのですが、これにはいろいろの制御だとか部品を含めての値段です。これについては再三議会でもいろいろな方から質問をされているのにお答えしたとおり、単純にヤマダ電機などに行って見たその単体の値段ではなく、いろいろの付属の機能が含まれているというふうにご理解願いたいと思います。

給食については課長のほうでお答えします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 まず先ほど教育長のほうで説明しましたパソコンのほうですけれども、これにつきましては教育長の言ったとおりですが、一応、センターサーバー等も全部含めたリース料になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから放射能の対応ですけれども、これにつきましては基本的に一度検出されたものは使わないということではなくて、検出されたら使わないということで一応考えております。

それから自校方式の給食ですけれども、これにつきましても、それぞれ自校方式の場合は地元の業者さんから購入するわけですが、そこでも地域産等を確認した中で購入しているという現状であります。よろしくお願ひします。

○議 長 23番・岩野松君。

○岩野 松君 では、大体わかりましたが、さっきの給食のことです。そうすると特に薬物が今いろいろ言われていると聞いていますけれども、では毎回、できたときに検査をして出ているというのですか。市場へ流通して我々が使っているもののことを言っているのですけれども、多分市場を通して出てくるものに、そういう検出は私はないものだと思っています。確かに個人的にはここは使わない、食べないよというのはよく聞きますけれども、そういうところのこの問題はどうかということなのです。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 それぞれ薬物等につきましては、出荷のたび毎回調査はしておりません。一応検出されても、それぞれ食品の適用か、適用でないかの数値があります。それ以下であれば当然食品として流通するということでもあります。ただ、うちのほうの対応としましては、

検出されたら使わないと、一応そういう形で今進めております。ですので、多少の数字、一桁の数字とか、そういう数字が出たとしても、流通は当然 100 ベクレル以下であれば食べるものについては可能ということでありますので流通しますが、うちの場合は今 100 以下といえますか、6 であろうが 10 であろうが、検出されたらそのものについては使用しないということに対応しております。

ですので、毎回出荷するたびに国とか県の調査の結果が来るのではありませんので、例えばある地域産については、場合によってはその年度の生産が終われば翌年、また新たに生産が始まったときに検査するという状況になるものもあると考えております。以上です。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 点だけ軽微なことについてお願いいたします。

教育総務費 288 ページの日韓友好中学生交歓事業補助についてですが、かなりの歴史のある交流だということは紹介されているわけでありますけれども、今の交流の状況やらその効果について、また今後の展開についても教えてください。

それから中学校費 312 ページ、上のほうになります。各種大会出場支援事業費 240 万円。これについてはもっと欲しいがなという声があるわけでしょうけれども、適用要項の見直しであるとか、増額に対する要望といいますか、これに対する対応についての現状を教えてください。

○議 長 教育長。

○教育長 日韓の交流事業については、旧塩沢のほうで塩沢中学校と道岩中学校で進めていた事業です。これは毎年韓国から来てもらったり、こちらが行くということで、1 年交代でやっている事業です。人数についてはこれから調べてお答えしますが、かなり有効な事業であると思っております。今後ともこの事業については進めてまいりたいと思っております。（「もう 1 点」と叫ぶ者あり）

各種大会の補助については、ご指摘のように要望はいっぱいあります。ただ、その中で精査しながらやっているというのが状況でございますが、ここについても検討はしてまいりたいと思っております。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 これは大会の出場支援ですね。これは生徒さんの搬送・輸送も含めた中で、ほかの自治体とよくその辺のことを比べながら、間違ってもこの生徒さん方が、それがために競技の意欲が減退してしまうようなことのないように、よくよくお願いいたします。

それから日韓友好の交流の話であります。私はかなり右寄りな人間なものですから、最近の日韓のことについてはかなり心を痛めております。先般、国際大学の講師の方と話をしたのですが、かなり韓国に友好的な方でも、最近の従軍慰安婦の像をナチスのホロコーストの展示場に飾ろうとしたり、アメリカの議会のいわゆるロビー活動に、アメリカ人への日本人への悪感情を植えつけようとしたりと、非常に目につくのだそうです。これは韓国側に同情的な人でもこう言っていますから、こういう中学生の皆さんの友好を本当に温めていただ

きながら、少なくともそういう友好の窓として、これからも温かく育ってほしい。それだけ要望しておきますが、いかがでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 要望どおり今後も進めてまいりたいと思いますが、補足で日韓交流については、昭和62年にスタートして25回を数えております。韓国との交流について、状況を把握しながら、危険な状況のときについては検討しますが、やはり子どもたちの交流を通じて国同士が友好を結んでいくということは大事なことです。大切だと思っております。

例を出しますと、今回のアメリカ海外派遣、第6回目になりますが、松江市で「はだしのゲン」を閲覧制限した中でありませけれども、我々としては「はだしのゲン」をアメリカに英語版で持って行きまして、そういう原爆の悲惨さを風化させないということ、アメリカとともに、小さい自治体でもやっといこうということを思っております。うちの海外派遣についてはそういう方向で小さな動きをしてまいりたいと思っております。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 先ほど教育長のほうで人数について後で説明とお答えしましたので、回答させていただきます。

先ほど教育長が言ったとおり昭和62年から開催しているのですが、それぞれ交互に行ったり来たりという形で進めております。平成22年は韓国からこちらへ来まして、平成23年は韓国へこちらの方が行きました。決算にあります平成24年度につきましては、生徒10名、男4、女6、それから引率の方3名、通訳1名という形で、教育庁の訪問とか文化交流等をさせていただいて、友好的に交流をさせていただいております。以上です。

○議 長 寺口議員に対して保留していた答弁について、社会教育課長から発言を求められておりますので、それを許します。社会教育課長。

○社会教育課長 先ほどお答えできずに大変申しわけございませんでした。重ねて申しわけないのですけれども、市外、市内というランクで正確には分けておりませんので、まず運動施設全体の中で登録利用団体というのは市内の方、それと減免対象利用数というのはほぼ市内の方でございまして、そのほかの一般利用の中に市内の方も若干含まれておりますが、市外の方が多いということでお許しをいただきたいと思っております。

まず全体の中で一般利用の皆さんが7万5,300人余り、それから減免の方が5万1,800人余り、それと登録団体の方が18万700人余りということで、市内の体育施設全体では、市外者が大体25%、市内者が75%と考えられます。

大原運動公園のみにつきましては、市内者と市外者を分けておりまして、全体4万9,868人の中で、市内者が1万5,300人余り、市外者が3万4,500人余りということで、市外者が70%を占めているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 338ページ、2点ほど伺います。ディスプレイ改修整備事業ということで、1,400万円ほどで改修が終わっているわけですが、今年度予算につきまして、ディスプレイ

の休館日の取り扱いをということで質問しておりました。教育長、早急に指定管理者のほうと対応協議する。前向きに協議するという答弁いただきまして、その後早速私のところへ責任者の方から来ていただきました。それで今までの10数年にわたる経過を私から話をさせていただきまして、そういった経過を経てきた中で9月に入ったものですから、そろそろ協議した結果がもう見えたのではないかと考えておりますが、その点についてまず1点伺います。

もう1点ですが、体育施設の利用です。8番議員からのほうと同じような質問になるわけですが、二日町のグラウンド、野球場ですけれども、これはどこが指定管理をされて、どういった管理内容か、その点をひとつお聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ディスポートの休館日の検討については、私も若井議員に言われまして速やかに動いたつもりです。その後の結果について、今、二日町のグラウンドの利用も含めて社会教育課長のほうで説明させていただきます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 ディスポートの休館日を、特定の月曜日だけではなかなか休みがそれにぶつからない方には利用がしにくいというご質問を前にいただきました。正直なところ、今、来年の春に指定管理者がえということが検討されておりますので、それに合わせて今の指定管理者の募集をする中で、休館日の流動性そういうものをしていきたいと考えております。

また、ことし、ちょっと月は忘れましてけれどもディスポートのほうで、試行的に1か月だか2か月、休みをかえて実施した経過はあるように聞いております。

もう1点、二日町のグラウンドでございますけれども、文化スポーツ振興公社に指定管理をしてもらっております。先ほどのディスポートの部分につきましては、今年試行したということでございますが、今後検討する中で、南魚沼市スポーツコミュニティセンター条例についても条例改正をした中で、本格的に進めるという方向が出れば、進めさせていただきたいと考えております。

二日町グラウンドにつきましては、文化スポーツ振興公社が管理をしておりますけれども、野球連盟の皆さんからも、なかなかグラウンドの使い勝手が悪いという話も聞いておりました、私どもも一緒に現地に出向きまして事情を聞いたり、いい方向へ持っていけるような相談をしているわけでございます。今後ともまた極力、市民の皆さんが使いやすい野球場になるように留意していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 ディスポートの休館日の取り扱いについては、私は今ほど言いましたように、十何年これをやってきたのです。今の課長の答弁に大きく期待します。確かにきのうから、今月の17日から来月の16日まで、3部門に分けて指定管理者の募集、今、手挙げの募集が始まったところです。

そして、この中にも当然のことながら大原運動公園をそっくり分離すると。そして、大原、体育施設、そういった文化の施設、3つ、これはいいのですけれども、とにかく今までが今



までだったものですから、休館日の取り扱い等についても、実際今年そういったふうに試験的に行われたということですから、これらはやはり評価するところであります。そんなことのもので、新たに5か年計画で多分来年の4月から、新たな指定管理者のもとでまた行われるわけですので、本当に期待しますので、ひとつ進めていただきたいと思いますとおります。

あと二日町のグラウンドですが、課長今ほどの答弁であります、実際あそこの指定管理は、指定管理者が管理しておるのかという状況だと私は思っています。あそこには野球場の管理棟ができました。管理棟をつくるについて野球連盟で、私たちが雪囲い、雪囲い外し、雪掘りをするからひとつ建設を、ということでやって、これはまさにスポーツマンたるもの前向きな姿勢だと思っ、多分それはそのとおり進んでいると思います。

しかしながらグラウンドの整備については、毎年雪解け後に野球連盟の審判員が、審判部が行って、鉄板の蓋を剥いで、側溝に泥がいっぱいです。たまったのがはけないのです。あさっては子どもたちの野球大会がある。そこに雨合羽を着て出て、私も呼ばれたのです。大体年2回くらい呼ばれるのです、来て見てくれと。そしてそれを上げて初めて排水がきくのです。これはだから、誰が管理しているのだと私は言われたのです。いやこれは私の知るところでは文化スポーツ公社のほうです、ではこの作業は何ですかと。

私たちはするのがいやだということではなくて、そういったものがきちんと存在して指定管理を受けているのであって、私はお金を欲しいとかどうかではない。とにかくこれをしないことにはあさっての大会ができないという、そういったことが大体毎年繰り返されているのです。

これらも新しく今度は17の体育施設が、新しい指定管理のもとにスタートするわけですので、その辺もひとつきちんと、それとて無理であったら野球連盟もしくは審判員のほうに、あなたの管理でできる管理はやってもらえないかと。そういうことを受けると、あの人はやるのです。そういう気持ちを持っているのです。

ですので、指定管理に決まった管理者のほうとその辺もよく打ち合わせした中で、無理があるのであったら連盟にお願いしようではないかと、そういったところがスムーズなスポーツ運営のグラウンド整備につながると思います。そういうことですので、新しい指定管理のほうとこれもよく協議した上で進めていただきたいと思います。以上です。答弁は結構です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 288ページの奨学金についてです。ちまたではなかなか教育費の父母負担が大変だということですが、今、給付制の奨学金制度、要するに返済が大変だからそういったことも考えていかなければならない時代ではないかなと考えますが、検討の余地があるのかどうかひとつお聞きします。

次、304ページと314ページに絡むと思うのですが、特別支援学校についてです。これは本当に特殊な関係で職業訓練施設と併設という形で、非常に期待されているところでありますが、かなりのお子さんたちが、また即就職を迎えるような形の高校生が非常に多いと思う

のです。それと就職先、要するにいろいろのレベルがあるかと思うのです。レベルの開拓はともかくしていただいていると思うのですが、そういった形で就職先をやはり市も絡んだ中で門戸を開いていくべきではないかなと思います。市職の中でもいろいろなその分野があるかと思うのですが、そういった点でも考慮していく必要があるのかなという気がしますが、その辺の考えをひとつお聞きしておきます。

それから 310 ページです。要保護・準要保護、非常に大勢の方々がという報告がありましたが、これは今増えている状況ではないかなと思いますが、その点をひとつお聞きします。主な対策等があるかどうかその辺もお聞きします。

それから図書館です。322 ページ、先般、ちょっと選挙戦に絡んでだかどうかわかりませんが、私も常に申し上げてきたのですが、補助金返済の問題です。中小企業基盤整備機構の返済金の補助金について 2 億 9,000 万円。私は前に申し上げておりますけれども、決算でありますからもう 1 回言わせていただきますが、担保の物件を売却して担保を外す。その資金で担保を外すというのが一般的な常識であります。そういった考えで見ますと、補助金についてはいかなものかなということ、新たに並べていただくと感じるのですが、やはり明快なひとつ論旨を持って説明をいただきたいなと思います。

あとささいなことですが、338 ページの B & G に絡んでですが、B & G のプールです。前は屋根つきで非常にいい施設だと言われていたのですが、プールの形だけ今残っている状況ではないかなと思います。こういった施設はどういった今後の方針があるのか。補助あるいは寄附でつくっていただいたような品物でありますけれども、1 つの資産としてももう少し活用する方法があったのではないかなと思いますが、なぜ今の状況なのかひとつ聞いておきます。

○議 長 市長。

○市 長 ラ・ラの補助金の件であります。選挙に絡んだとかというのはどういうお話だか……（「チラシで何か見えたもので」と叫ぶ者あり）選挙に絡んだという話があるとすれば、それは憶測であり、全くそう思っている方の一方的な考え方です。ラ・ラ問題を私は選挙に絡めた覚えは全くございませんし、人がそう思っているのなら仕方ありませんけれども、それこそ公の議場でそういうことをおっしゃることになれば、それは何か根拠があるということでしょうか。なかったら、やはりそれは取り消しです。

そこで、毎回申し上げておりますように、なぜあそこに図書館を建設するかと、ここから始まっているわけでありまして。そして最適の場所がそこだと。しからば、どういう形をとればいいかということの中から、10 億円の借金が残っている部分の中で、機構あるいは県これらが抵当権を外すということになりますと、このお金がどうしても必要ですと。そういうことの中から 2 億 9,000 万円を補助金として出しているわけでありまして。これが明快な答弁でありまして、そのほかに何の思惑もないわけでありまして。純粋に機構等からこのことを認めてもらうといたしますか、それから返済の猶予とか延長、こういうことを認めてもらうための補助金だということで、ほかには何もありません。

そのことが六日町時代からの負の遺産をきちんと解決していく大きな一歩だということ、

ずっと申し上げてきておりますので、再度申し上げますけれども、他に何の思惑もない。まして選挙に絡めたなどという話を一部の方がしているようでしたら、それは大きな間違いであります。岡村議員も以降、そういうことはやはり公の席上では申し上げないように、私のほうからお願いしたいと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 残された4点についてお答えします。奨学金についての給付制については現在検討しておりません。今、検討しているのは基幹病院の絡みで、病院でもお医者さん向けの奨学金ということを検討しているのですが、今の奨学金の中でお医者さん、医師になる人についてどの程度対応できるかというのを、検討はしております。どういう検討かという、県の奨学金をもらってダブルで市の奨学金が出せるかどうかということについて、今、医療対策室とともに検討しております。

2点目です。総合支援学校については、言われるとおり市を挙げて頑張っていきたいなと思っております。総合支援学校についてです。状況としては職業訓練校と隣接しているということで資格を取るだとか、いい傾向になっておりますし、おかげであちこち新聞、テレビに取り上げられているということで、いろいろ清掃会社のほうから研修に入りたいだとか、その後の就職についても検討していきたいだとかという話がいっぱい来ております。そういう意味では、頑張った成果が出ているのではないかと思っておりますし、今後とも地域を挙げて、総合支援学校の子どもたちの就職先ということを検討してまいりたいと思っております。

要保護・準要保護については、ご指摘のとおり毎年若干であります、増える方向であります。これについては、いつも質問される広報等が徹底されていないのではないかとということで、毎年度初めにきちんと資料を配りながら、かなりこれは保護者に浸透していると思っております。

それから最後にB & Gについてですが、ご存じのように岡村議員については旧大和町ということで、屋根がなくなった経過については、雪国の設計ではない全国一律ということです。屋根に雪を抱いたということで屋根をとって今まで運営してきました。そして見た目については、プール槽は運営できそうですが、実は循環機の寿命が来ておりまして、それを入れかえるとかなりの投資額になりますから、その辺を含めて閉鎖ということを現在考えているところであります。この辺についても追加の説明がこの後、社会教育課長からあると思います。以上4点について説明をさせていただきました。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 今ほどのB & Gでございますけれども、財団とも検討した中で、なかなか今の状態で営業することは難しいという意見を財団からもいただきまして、今休止とさせていただいたところです。

B & Gの関係施設につきましては、活動内容によってAからDまでの補助金枠があるわけですが、今、私どものB & Gの活動状況ではC段階ということで、財団からの補助金

が1円も出ないという状況でございます。そういった中で根本的に修理をしなければ使えない状況という部分もございまして、先ほど教育長が申しあげましたように、廃止という方向も視野に入れた中で、財団とは事前協議でございますけれども、させていただいている経過もでございます。以上でございます。

○議 長 教育長。

○教育長 1点、補足説明というかおわびです。大和地区について、B&Gのプールはかなり使われておりました中に、我々が配慮不足で唐突にこういう動きをしておりまして、使っている皆さんへの相談だとか、協議がちょっと欠けていた点についてはおわびをさせていただきたいと思っております。

それで具体的なことでは、こども園、幼稚園、保育園が使っていたのですが、その辺については教育委員会全体の考え方で、浦佐小学校のプールを小学校が使わないときに使わせてもらう、使うという方向で配慮はしております。その辺の地元への説明不足については、おわびしたいなと思っております。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点目の奨学金ですが、一般的には借りても就職等の関係、収入の関係でなかなか返せない、滞納の状況があるのではないかと思います。その点ひとつお聞きしておきます。能力がありながら、そうした学校に行けないとかということがあるとしたならば、地域としての損失になるかと思っております。いろいろの制約はあろうかと思っておりますけれども、給付制も今後考えていく必要があるのではないかなと私は思いますが、もう1回お聞きします。

次の保護については大体了解しました。

特別支援学校については、もう早急に、就職を迎える生徒が多いわけでありまして。私が先ほど申しあげたのは、市の職員としてもそういった門戸を開いていく対応が必要ではないか。職員削減、削減ではなくて、やはりその能力というかレベルというか、得意、不得手があるかと思っておりますけれども、そういった部分を踏襲した形の枠を設けることによって、できる仕事は十分あるのではないかという立場で、就職として随時採用できるような窓口も必要ではないかということをお聞きしたいわけでありまして。

次、市長がお答えした図書館の件について、私が言ったのは、選挙という問題については、そういったチラシを見たためであります。そしてもう1点ですが、一般的には、ということをお聞きしたのは、担保のある物件の担保を解消することは、土地あるいは建物等に担保の物件を外して買う、取得するためには、その建物の対価で大体担保を外すというのが一般的であります。そうした中で土地と建物の額というのが、大体似通った額です。そういうことでの説明であればスムーズですけれども、さらに2億9,000万円とこういうことでもありますので、私は明快な説明をしないことには一般的には理解できる問題ではないということでもあります。

それは経営状況とかそういう問題がみんな絡んでくる、十分承知して私も話しているつもりでありますので、その辺が私は憶測が頒布した場合、やはり問題になるのかなという考え

方でございます。

B & Gについては、幼稚園、保育所の生徒が昔使ったり、あるいは自分たちの町内の子どもたちが水泳を親と行って覚えたりという非常に身近な施設だったと私は思っているのです。そういった雪害を超え、そして今の状態が来ているわけではありますが、やはり近くにそういった施設があればなというのは否めない事実だそうでもあります。

この辺でというと、やはりディスポートまで来ないと正式なそういった施設はないということでもありますので、今の廃止の方向というあたりは、もう少し検討の余地があるのかないのか。市ならお金がないからだめだと、要するに補助金がないからだめだということですが、1つの施設を維持管理するというのは、そういったものを乗り越えてのやはり管理が必要なのかなという感じがしましたもので聞きましたが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 特別支援学校に限らずですけれども、障害者の皆さん方の市職員採用については、一応門戸は開いているところであります。法定率もございますし、ずっと3年間やっていますので、そういう中でその部分に該当する方がいらっしゃれば応募していただいて、積極的にやはり採用していくということでもあります。

2点目のラ・ラの件につきましては、いつも申し上げておりますように、私も実は当初いわゆる建物、土地を買うわけです。そのほかに、まだ底地に抵当物件が10億円残っているわけです。これを建物と土地で返却できない。その部分については、我々の秘密事項に当たりますので今ここでは申し上げませんが、そういう部分が出た。だとすればそれを買ってしまった、会社を潰してしまったということになるわけです。これはやはり市が出資をして——市というか当時の町が最大出資者で先導してつくって運営をしてきた会社、しかも、いつも申し上げますけれども、当初は当時の町長が社長で、借入金を起こすときにそれはまかりならないということで、社長をかわってもらった経過もあると。これは道義的な責任であります。

道義的な責任を持っているがゆえに、市が今、買収をして会社を潰してしまった、これはとても申し開きが立つものでもありません。そういう部分がなくても、会社がもし倒産ということになりますと、市が——いつも申し上げておりますように、弁護士にももう以前に相談したことがあるのですけれども、法的という部分は今、取締役を出している部分でしょう。しかし、道義的ということになりますと、会社を設立したときからの経緯等も含めると、市が相当の部分を、ということも言われておりましたので、そういうことも避けるがため。そういう意味で、返済金に対してのその面積分の補助金を出して、そして中小企業基盤整備機構あるいは県とも合意をさせていただいてやってきたということでもあります。

ですので、補助金という形になっているわけです、補助金。これは結果としては政策的な部分でありますので、議会の皆さんからご承認をいただいて——議会の承認がないなんてことになれば問題ですけれども、ご承認いただいて執行してきたというところでもありますので、非常に明快であります。

ただ、憶測を重ねれば、どういふ私は冊子が出たか知りませんが、そういうことをおっしゃる人もいるかも知れません。もし、あれが倒産ということになりますと、あそこに名を連ねている、いわゆる借り入れのとき判こをついた皆さん方、相当数いらっしゃるわけです。この皆さんが本当に大変な状況になるわけです。その皆さんの中に、私を支持している人もいれば、支持していない人もいるわけですから。別にそういう憶測を重ねられる根拠が私にはわからないのですけれども、世間の話ですからそれはそれとして。

全く明快にきちんとそういうことのための補助金ですということをお願いして、議会から議決をいただいておりますので、その答弁を繰り返すのみということになります。ご理解をいただけたらいただいて、また次の市議選でいろいろのことをおっしゃらないようにひとつ。市長選はもうまだ大分先でありますからいいでしょうけれども、そういうことを含めて、今またご説明を申し上げたところであります。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは残された2点についてお答えします。奨学金については、現在返還という形でやっております、給食の滞納のような問題がずっと出てこないで、きちんと返還されてきておりました。当然次の世代の若者に、奨学金を引き継ぐという志を持ちながら、きちんと就職をして社会人になっていただきたいという思いで奨学金制度をつくっております。ただ、心配なのはここ二、三年、若干返還金が滞っている動きも出ておりますから、その辺はきちんと今後対応していきたいなと思っております。詳細の数値については、この後、学校教育課長のほうで状況を報告させていただきます。

それからB&Gプールについてです。今まで説明したとおりですが、今後の対応として、実はことし大和中の50メートルプールのプール槽を改修しました。よその自治体でもプール開放ということをやっておりますから、当初浦佐小学校のプールとも考えたのですが、校舎の裏ということでなかなか見えない部分にありますから、中学校のプールについて学校開放という方向でできるかどうかについて、今後、学校それから利用者等と検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 それでは奨学金の滞納金額について説明をさせていただきます。平成24年度末で103名の方が奨学金の借り入れを行っておりますが、その中でこの5月末の滞納者が9名で、金額としましては260万円余りの額になっております。確かにもろもろ、奨学金はなかなか返すのが厳しいという中で、事情のある方、留年とかそういう場合もあるのですが、そういう方につきましては、期間の延長等の対応、返却の猶予等もやっております。現在償還期間につきまして、今までは償還期間は借り入れ年次の2倍以内ということで対応しておったのですが、これについては今、期間を延ばすことで検討しております。2.5倍もしくは3倍ということで検討をしておりますので、もう少し借りやすい条件にしたいと思っております。

それから先ほど要援護世帯のことで質問があった中で、人数を少しお話させていただけれ

ばと思います。要保護・準要保護の対象者数ですが、小学校で平成 22 年が 299、平成 23 年  
が 291、平成 24 年が 290 ということで横ばいな状況となっています。ただ、平成 25 年につ  
いては少し増えるかなという見込みをしているところです。

中学校につきましても平成 22 年が 171、平成 23 年が 180、平成 24 年が 176 ということで、  
平成 22 年に比べて多少増えております。平成 25 年度につきましても、少し減って 171 ぐら  
いかなということで今予算を見積もっているところです。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 奨学金についてはそういった状況が出てきているようでありますので、今  
後に期待するところです。

もう 1 点は図書館の問題ですが、第 3 セクターでこういったケース……

○議 長 岡村議員、図書館問題はかなりもうしていますから……。

○岡村雅夫君 わかりました。では 1 点だけ触れさせていただきますが、こういった問題  
で市民なりから訴訟を受けた場合は、非常に——以前に私調べた経過があるのですけれども、  
負ける公算が強いと言われております。ただ、訴訟するかしないかが問題だという話を聞いた  
ことがありますので、そうした場合はやはり議決をした議会が、さっき市長が言いましたよ  
うに、議会が責任を問われる、議員が問われると、こういうような経過もありますので、一  
言申し上げて終わります。

○議 長 市長。

○市 長 我々も執行といいますか予算を組むときに、そういう判例もきちんと精査  
をした上で、政策的な支出に対して、例えばそれが失敗をしたとかということに対して責任  
を問われるという判例は出ておりません。まして議会が、ではそれを議決したからと、それ  
はわかりませんけれども、責任を問われるとすれば、やはり提案した私のほうに当然責任を  
まずは問われるということだと私は思っております。全く不明朗とか支出的に違法な金では  
ないわけでありまして。補助金ですから。

政策の裁量の範囲内ということですから、これを訴訟する人がいれば別ですけれども、い  
ても私は裁判では負けるはずもないと思っておりますし、相当周到な検討はさせていただ  
いところでもあります。そういう訴訟マニアみたいな人もいますから、それはもう私はわかりま  
せんけれども、それで負けることは別にないだろうと。訴訟するかしないかなんて私はわか  
りませんので、そういうふうに一応私は理解をしております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 10 款教育費に対する質疑を終わります。

○議 長 第 11 款災害復旧費の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは 11 款災害復旧費について説明申し上げます。

災害復旧費につきましては該当する内容によって建設部のほうと交互に説明をさせてい  
だきますので、よろしく願いをいたします。

343、344 ページをお願いいたします。11 款災害復旧費、1 項 1 目農林水産施設災害復旧費は、前年比 488 万円減の 99 万円になっております。また長野県北部地震災害復旧の桁窪地内の工事費 440 万円が事故繰越となっております。

最初の丸、農林施設災害復旧費（単独）ですけれども、は前年比 222 万円減の 99 万円です。修繕料 83 万円は林道と 4 件分の修繕となっております。災害復旧補助金 11 万円は、落雷被害による大和郷土地改良区のため池の復旧補助でございます。続いては建設部のほうからお願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 続きまして 345、346 ページをお願いいたします。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費は、前年度比 3,547 万円増の 3,684 万円でございます。また翌年度繰越額は 4,000 万円となっております。

一つ目の丸、応急復旧費（単独）は、前年度比 2,067 万円増の 2,204 万円でございます。増額の要因といたしましては、2 つ目の応急復旧工事費 2,089 万円でありまして皆増でございます。これは平成 23 年豪雪と平成 24 年 7 月の豪雨によります道路災害復旧工事 54 件と河川災害復旧工事 3 件でございます。

2 つ目の丸、土木施設災害復旧工事費（補助）は、皆増の 1,480 万円でございます。これは平成 24 年 7 月 5 日から 8 日までの梅雨前線豪雨災害によります道路災害復旧工事 1 件と河川災害復旧工事 1 件でございます。

なお、翌年度に道路と河川の災害復旧工事で合計 4,000 万円の繰り越しをさせていただいております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 続いて 3 項 新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費ですが、全体としましては 24 億 9,459 万円で繰越明許費が 4 億 1,291 万円、事故繰越が 9 億 756 万円となっております。

1 目の豪雨災害公共施設応急復旧費は、1 億 5,335 万円で繰越明許費が道路 11 件、河川 4 件の 2,603 万円となっております。

最初の丸、豪雨災害農林施設応急復旧費の機械器具借上料 214 万円は、四十日揚水の発電機や宮野下地区の重機などの全部入れて 20 件ほどの借り上げ料になっております。

次の応急復旧工事費 1,724 万円は、林道一之沢滝ノ又線ほか全 51 件の応急復旧費となっております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 次の丸ですが、豪雨災害土木施設応急復旧費は 5,188 万円でございます。修繕料 167 万円は市道 7 か所ののり面復旧及び舗装の復旧でございます。

347、348 ページをお願いいたします。2 行目の機械器具借上料 508 万円は、行政区によります土砂撤去 18 件でございます。次の応急復旧工事費 4,435 万円は、市道 54 件、普通河川 22 件の応急復旧工事でございます。



○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 最初の丸になりますが、豪雨災害その他一般施設応急復旧費でございますが、調査委託料 89 万円は裏坂戸遊歩道の被害調査を行ったものであり、施設管理等委託料 100 万円ですが、五十沢キャンプ場復旧までのキャンプ場維持管理費として管理組合に支出したものでございます。施設改修工事費 359 万円は、国の補助を受けまして五十沢キャンプ場の防護柵を設置したものでございます。

次の丸、豪雨災害その他災害一般施設応急復旧費（繰越明許）7,628 万円ですが、廃棄物収集運搬処分等業務委託料 7,221 万円は、新堀新田と長崎に集積されていまして一般廃棄物混じりの土砂のふるい分け作業、及び被災住宅の廃棄物処理を行ったものでございます。災害復旧補助金 406 万円は、君帰地区の地デジ共聴施設の復旧費となっております。

続きまして 2 目の豪雨災害公共施設復旧費は 23 億 4,124 万円で、繰越明許 3 億 8,687 万円は農林施設の工事関連が 1 億 1,504 万円で、土木施設工事関連が 2 億 7,183 万円となっております。事故繰越 9 億 756 万円は、農林施設工事関連が 6 億 2,869 万円で土木施設の工事関連が 2 億 7,887 万円となっております。

最初の丸、豪雨災害農林施設復旧費の下から 7 行目になりますか、各種業務委託料 1,982 万円は、残土仮置き場の維持管理や測量設計の委託料でございます。下から 4 行目の土地借上料 269 万円は、北田中ほか全 5 か所の残土仮置き場の借地料であります。最後の行、農地災害復旧工事費 5 億 6,845 万円は、石打地内ほかの農地、農道、水路等の復旧工事費でございます。

めくっていただきまして、349、350 ページの 1 行目、林道災害復旧工事費 2,263 万円は、浅沢線と西谷後線の復旧工事費でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 このページの最初の丸ですけれども、豪雨災害土木施設復旧費は 1 億 4,882 万円でございます。3 つ目の道路災害復旧工事費は 1 億 2,439 万円でございます。市道大倉 11 号線ほか 4 件、次の河川災害復旧工事費 2,390 万円は普通河川 2 件の災害復旧でございます。

なお、道路と河川の災害復旧工事で合計 2 億 7,183 万円を翌年度に繰り越しをさせていただいております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3 つ目の丸、豪雨災害農林施設復旧（繰越明許）は 10 億 4,739 万円となっております。事業計画変更等作成業務委託料 1,458 万円は、県土地改良連合会への委託料でございます。農地災害復旧工事費 9 億 48 万円は、大沢地内農地復旧ほかの農地、農道、水路等の復旧工事費で、林道災害復旧工事費 1 億 3,233 万円は林道内山線ほかの復旧工事費でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 次の 4 つ目の丸ですけれども、豪雨災害土木施設復旧費（繰越明許）は 5 億

1,507 万円でございます。1つ目の道路維持委託料は1,484 万円でございますが、これにつきましては道路等に発生しました残土の関係ですが、それを集積場に一時仮置きしました土砂のふるい分け作業、及び集積場からの土砂の搬出処分費でございます。なお、1,000 万円が事故繰越となっております。

次の道路災害復旧工事費は、補助が34件、単独が10件で2億1,520万円。次の河川災害復旧工事費は、補助12件、単独11件で1億8,803万円でございます。次の災害関連道路災害復旧工事費4,420万円は、南田中樺野沢線ほか1路線での災害復旧関連工事でありまして、災害発生の原因となりました市道横断暗渠の3か所を改良したものでございます。次の小規模急傾斜地崩壊防止工事5,272万円は急傾斜地での家屋保全のための工事10件でございます。

なお、道路災害復旧工事費と河川災害復旧工事費そして災害関連道路災害復旧工事費におきまして、合計2億6,887万円が事故繰越となっております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ページ最後の丸ですが、豪雨災害その他一般施設復旧費（繰越明許）の公共施設災害復旧工事費558万円は、大杉山のふるさと農園管理道路及びサンスポーツランドゲートボール場の復旧工事費でございます。

351、352 ページの4項1目公共その他施設災害復旧費ですが、予備費充用額56万円は八海山麓スキー場のリフト工事に充用したものでございます。修繕料298万円は、豪雪による榊形山最終処分場の屋根修繕でございます。公共施設災害復旧工事費730万円は、春先の暴風災害による八海山麓スキー場のリフト工事、及び新潟・福島豪雨災害による五十沢キャンプ場の導水管工事と十字峡登山センターの天水利用設備、これはトイレですけれども、工事を行ったものでございます。以上で11款災害復旧費の説明を終わります。

○議 長 災害復旧費に対する質疑を行います。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もう少して完了するというところでありますけれども、今回の9月16日の豪雨で、復旧したところがまたということが、かなり発生したのかどうか、ひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 河川災害のほうで1か所、北沢川の護岸が今工事中のものが被災をしております。以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 農地の場合は数が多数あります。特に塩沢西山周辺についてはそうですけれども、現場確認をやっている最中で、大分あることは事実でございます。数が幾つだという集計までは、現段階しているところではありません。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そういった場合、新たな事業が入るということでしょうか。ひとつそこをお聞きします。

そして災害の場合は原形復旧が大体基準になっているかと思うのですけれども、こうして

おけばもっと安全になるのだがなという、災害から免れて済むがなということでも、いや原形復旧というのが常だと思えるのですけれども、その点こういった場合、特に1つの前例として早急に、こういった被害がもしあらわれたとするならば、参考にして今後の対応に役立てるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 建設課長。

○建設課長 建設課の関係では、先ほど部長が申し上げました北沢川で、護岸の裏側に水が回りまして、吸い出しによって護岸がずれ落ちました。それにつきましてはもう既に災害査定をしておりますので、その部分だけについて内未成ということで終わり、新たに災害の申請をしてまたやるということであります。

後段の部分につきましては、今回の場合は吸い出しにより下がった状態であります。災害復旧は基本的には原形復旧でありますので、そのままの形でできると思っております。ただ、災害関連等について、さらに強固だったり、断面を拡大だったりすることにつきましては、今後、県と協議をして進めてまいりたいと思っております。以上であります。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 1点、これは産業振興部長のほうにお伺いします。348ページで五十沢キャンプ場の復旧の説明を今ほど受けました。それはそれでいいのですが、その先、当市の名所景勝地とも言われる五十沢溪谷、不動滝、そこまでこれは直接県になるかと思いますが、今そこはどのような状況になっておるか。これもまさにこれから紅葉の中のシーズンインです。五十沢溪谷そのもの、そして奥の不動滝、これは途中休憩所から川を右岸に渡って、ずっと山なりに道を登っていくと不動滝に着くわけです。また、左岸ですと今の天竺の里からずっとそこへ行きますと、割引岳、裏巻機の登山口、2合目の水取り入れ口を済んでから入っていくわけです。登山口のほうは別としまして、不動滝まで、あそこには今度右岸に渡ってずっと山なりに登って行ったときに、不動滝に着いて、そこからまた左岸に渡ってそこに石段があって、そこを上がって道路に出るということで、これが水害で流されて、多分、上がりおりが今できない状況になっておると思いますが、その辺の復旧のめどとかはどの程度になっておるか、ひとつおわかりでしたら答弁をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員ご質問の不動滝のところ、上流部のほうは、災害の部分での復旧というのはなかなか難しい部分はあるのですが、あそこは下においていく階段ですか、それが流されてしまったということです。ご承知のようにパンフレット等にもあそこが非常に風光明媚な場所であるということで宣伝もしておりますし、やはりある程度安全においていただくということも必要なものですから、それについては予算措置をさせていただいて、原形復旧ということで取り組んでおります。以上です。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 何よりだと思います。ただ、あそこから上がり下がりだけでなく、今ほど説明しましたキャンプ場の水源、用水の水源が、あそこに土地がありますけれども、そこか

ら対岸に渡っていったときには、今度は登れないのです。そこからの一時的な上がりおりだけでなく、右岸に渡って不動滝までずっと登っていったときに、また同じ道を帰って来なくては行けない。本来であればそこを左岸に渡って、今部長の言われた階段を上がって、それこそ2合目の水取り口から裏巻機のほうの登山道へ入るわけです。そういうことですから、ひとつ予算措置ができていくということですが、これは年内になりますか、それとも、できることならば、今シーズンは無理としても、来シーズンからは確実にそこに、春の新緑から始まってまさに当市の名勝景勝地です。そんなことですので、その辺は工事の具合、進捗具合はどのようにになりますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど申し上げた階段の部分、これについてはことし復旧ということになります。ただ、それ以外の部分については、なかなか今のところ予算措置というわけにはいきませんので、また現場のほうを確認させていただいたりということ。はしごについては今年度できあがります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第11款災害復旧費に対する質疑を終わります。

○議 長 第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは351、352ページ中段からお願いいたします。第12款公債費をご説明申し上げます。

1目元金でございますが、備考欄をご覧ください。長期債元金償還金が33億1,771万円ほどであります。前年度に比べまして8,991万円ほどの減額となりました。

2目利子でございます。利子で長期債利子5億4,079万円ほど。一時借入金の利子が93万円ほどでありまして、前年度に比べますと2,557万円ほど減額の決算となりました。

なお、ご覧になっておられるかと思いますが、別冊の歳入歳出決算資料、主要な施策の概要96ページに記載しております。平成24年度末の起債残高は61億2,950万円の発行。33億1,771万4,000円の償還によりまして、差し引き409億4,035万6,000円となりまして、前年度末に比較いたしまして、28億1,178万円ほどの増となっております。

次に諸支出金でございます。1目普通財産取得費であります。土地取得費といたしまして7,451万円ほどの決算であります。天王町及び下薬師堂の公共用地、面積が3,538平米ほどの土地開発公社からの買い戻しでございます。これにつきましては、基幹病院の関連の土地等に売り払いをするものでございます。

めくっていただきまして、353、354ページをお願いいたします。

第14款予備費であります。次ページにわたっておりますが44件、額にいたしまして5,430万円ほどを備考欄に記載の款、項、目に充用させていただいたものでございます。

以上で第12款、13款、14款の説明を終わります。

○議 長 公債費、諸支出金、予備費に対する一括質疑を行います。10番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ。ちょっと大きく動いた決算ですので、市長の考え方というか決意をお聞きしたいと思います。

公債費に関係してであります。今ほど説明がありましたように、公債費の元金償還33億円、それは財政計画、おおむねそのとおりの償還でありますので、これはまあいいわけですが、新規発債といいますか、新しく起債した部分が61億3,000万円ぐらいということです。これは財政計画に比べるとやはり大幅に、大きく伸びている。これは災害復旧の関係ですので、またこれはいたし方ないということでもありますし、災害復旧ですので交付税参入の率もいいわけですので、それほど大きく心配することはないわけです。

ただ、表面上はこういうような形で、収支のバランスが財政計画に比べて狂ってきたという言い方もおかしいですが、違いが出てきた。先ほど決算の中で話が出ていますように、実質公債費比率は改善しているのだけれども、経常収支比率、財政力指数は若干悪化した中であっては、このことは大きく受けとめる。そして、平成25年度が始まっていますけれども、平成25年度、平成26年度事業の中の具体的事業の執行には、やはりきちんと考えていかなければならないと思うのです。

交付税が入るにしても、例えば臨時財政対策債にしても、13億円発行して、毎年入るのは、ことは確認しませんでしたけれども、大体4億円から5億円入ってきますよね。そういう誤差もあるわけですから、やはりこの辺はきちんと受けとめて、今後の財政運営をしていかなければならないと私は思うのです。そこら辺のところの市長の決意といいますか、その辺だけちょっと確認をしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 このことにつきまして、一般質問であったでしょうか、初日の私の所信表明の中だったか、ちょっと覚えていませんけれども、こういう状況は把握もしております。今、議員おっしゃったように災害が主な要因でありますし、その原資については、後年度きちんと補填をされる部分でありますので、大きな心配をしているところではありませんけれども、実質的に借金そのものというのは増えたわけでありまして。それらをきちんと我々も受けとめながら、平成33年に約600億円前後に市全体の公債費を削減していくと、こういう財政計画に基づいたことはきちんと実行させていただきたい。

ただ、年度、年度でやはり計画どおりにいかない部分、あるいはそれ以上に進んだ部分というのは出るかもわかりません。けれども、トータル的にはそこをきちんと達成できるように、まずは初年度が今年度でありますので、きちんと財政規律を守りながら、将来的に負担が残るとか――変な負担です、普通の負担のことですが、財政的な不安だとかそういうことを払拭するために、きちんとまた改めて努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 款公債費、第 13 款諸支出金、第 14 款予備費に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で第 66 号議案、平成 24 年度南魚沼市一般会計決算認定についての質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に認定することに反対者の発言を許します。

〔休憩願います〕「異議なし」と叫ぶ者あり〕

今、休憩の声がありますが、皆さんどうでしょうか。休憩といたしますか。休憩するに反対はありませんか。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 3 時 20 分といたします。

〔午後 2 時 59 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 19 分〕

○議 長 改めて討論を行います。

まず、原案を認定することに反対者の発言を許します。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一般会計決算の認定について、反対の立場での討論に参加をさせていただきます。

今議会を振り返って、ひとつ乾かない部分がありましたので、前段少し時間をいただきます。私の一般質問で、市長の答弁の後段部分でありましたが、45%の 5%程度では自共対決は比べものにならないというお話をいただきました。私どもがこういった議会で懸命に提案し、発言していることに対して、幾ばくかこういった面での市長のお考えかと感じたところでございます。

振り返ってみますと、7 月 21 日の参議院選挙において私たち日本共産党は改選前の議席、要するに改選議席 3 議席から 8 議席と、我々は躍進と言っているのですが躍進させていただきました。非改選の 3 人を含めると 11 議席となりまして、議案提案権を参議院ではいただいております。特に比例代表では前回より 159 万票を上回る 515 万票、9.7%を獲得しているところでありまして。私たちは全ての自治体で、10%以上の得票率を目指しての戦いでありました。

今回の選挙では全自治体の 29%、550 市町村だそうではありますが、10%を超えております。国民の所得を増やし、景気回復、原発ゼロの日本、憲法を守り生かす、アメリカ言いなりを正すと訴え、自民党と対決、抜本的対策を示すと、こう戦ったわけではありますが、その安倍内閣の政治政治に対し不安感や危機感を持つ国民が広がる中で、鮮明に打ち出したことが評価をいただいたと考えているところでありまして。それはもう 1 つの原因としては、日本共産党以外の主要な野党が自民党の補完勢力としての姿をあらわにされたことが 1 つの大きな特徴と言われております。

しかし、安倍政権はその後消費増税、そして社会保障の大改悪、雇用ルール破壊、

原発推進、TPP推進、憲法改定と集団的自衛権の行使、あるいは米軍基地の強化など、あらゆる分野で危険な暴走を始めています。これらはどの問題をとっても国民の暮らしと平和と民主主義を破壊し、国のあり方の根本を翻すような危険な暴走であると我々は考えているところです。そういった中で地方自治体の役割は、これらの悪政によって市民が安心して暮らせるように防波堤とならなければならないということを前段に申し上げて討論に入ります。

平成24年度予算は、大原運動公園に8億6,000万円、図書館整備事業に6億5,000万円を盛り込み、超大型施設整備を進める決断の予算でありました。大原運動公園にわたりましては、2万人近くにも及ぶ反対署名を受けながら、議会の議決を得たからと強引に進める提案であります。また、図書館建設に当たりましては、六日町街づくり株式会社、ラ・ラの問題が多く残されている中での提案でありました。予算案に対しての修正動議も出された経過であります。財政が逼迫していく中で、これらに踏み切ったことがこれからの多くの負荷をもたらすものと私は考えているところであります。

今やらなければならないのは、市民生活を応援、財政の健全化に努め、市民の健康と福祉、暮らしを守ることが最優先ではないでしょうか。起債残高の増加、28億1,179万円、自主財源比率の低下、0.5%でありますけれども、33.7%になっております。財政力指数の低下、0.44であります。これは20市の中で、表で行けば14番、ワースト7であります。実質公債費比率の改善という報告もございしますが、マイナス1.6ポイントで17.5%、これは県下で変わらずワースト2であります。決して良好な状態とは言えません。経常収支比率についても硬直化が進んでいるという報告であります。

私はやはり今目指すところは、県下20市の平均を早急に目指すべきと考えています。それぞれ努力はしているところは見えますけれども、安心の医療、環境の整備や子育て環境の整備と、負担の軽減を求めていかなければなりません。高すぎる水道料、あるいは国保税の引き下げは待ったなしであります。暮らし応援最優先の市政を執行すべきと考え、一般会計決算に反対の立場でございします。以上で討論を終わります。

○議 長 次に原案を認定することに賛成者の発言を許します。14番・井上智明君。

○井上智明君 会派の皆さんからご配慮いただきまして、去りゆく老兵が最後の登壇の機会をいただきました。ありがとうございます。みらいクラブの思いを込めまして討論に参加させていただきます。

平成24年度予算、合併から8年目ということで、その成果を上げなければならない大切な期間であったと思っております。先ほど反対討論に立った岡村議員が言われたように大原運動公園、図書館、その他、道の駅など直営の事業もさることながら、県の主体事業である基幹病院、それを中心とした市の医療体制の確立、あるいは牧之通りの改修など大型のまちづくり事業を成功させていることに私は評価をしております。

大切なまちづくりの最中でありましたけれども、24時間雨量、ところによっては1,000ミリというとても信じられないような雨に見舞われました新潟・福島豪雨災害、また冬は大雪、豪雪にも見舞われました。その復旧等が原因となりまして、平成24年度は、実質単年度収支

は残念ながら 2,000 万円余りの赤字となってしまったということであります。係数的に見れば先ほど前任者が言われたように、自主財源比率、財政力指数とも若干ながら低下をしております。

しかし、実質公債費比率を見れば 1.6 ポイントと大きく改善され、17.5%となっています。このことは特筆すべき評価に値すると私は考えております。自治体の貯金である基金については、個人の資産に考えれば普通預金とも言える財政調整基金、これは災害復旧の影響等でかなり大きく減らしてはいるのですけれども、これについては災害復旧ということが大きな原因でありまして、今後、努力によってまた積み増しをお願いしたいと思っております。

南魚沼市は財政が厳しいという人たちがいて、その大きな原因の一つが広域組織を市が 100%取り込んだというところに原因があることは、これは明白であります。だからといってその財政が厳しいままでいいといういい訳にはならないのでありますけれども、日ごろの努力を怠ることなく市政の運営に力を注いでいったならば、必ずや今までどおりの改善が見られると、私は信じております。

まちづくりの中で、財政が厳しいからといって地味に小さくしていなければならないという人もいるのですが、その論には私は疑義があります。合併特例債が使える今はその制度を利用すべき時と考えております。厳しいから何もしないで殻に閉じこもって時を待つ。こういうネガティブな思考では魅力あるまちづくりはできません、残念ながら。人を惹きつけることはできません。特に若者に定着していただくところにはつながっていかないと考えています。特例債制度を生かして市民に夢を与えるまちづくり、魅力あるまちづくりをここで進めて、その結果が若者を惹きつけるまちづくりにつながるとこんなふうに考えております。

財政の立て直しと大型投資による魅力あるまちづくり、この相反する問題、微妙なバランスの中に立ってやり遂げたことに対して私は評価しています。しかも先に述べたように未曾有の大災害の復旧も進めながらの極めて難しい市政運営だったと思っております。その中で先に述べた数字を残し、このことに対しては高く評価をしております。また、この高い評価は市長 1 人で成し遂げたものでないことだけは確かであります。ここに並ぶ幹部職員をはじめとして、全職員が一丸となつての結果であるということは明白であります。努力を怠ることなく今後も続けていただくことに大きな期待をして、賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いします。

○議 長 次に原案を認定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案を認定することに賛成者の発言を許します。16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 本平成 24 年度決算に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

それこそ反対者の討論で大躍進という話がありました。得票も 9.7%だったでしょうか。発言された方にすれば大躍進かもしれませんが、60%を超える支持を得ている内閣が今現在実際に存在する中で、やはり南魚沼市も積極的な対応が必要ではないかなとも考えておりま



す。

平成 24 年度の決算内容を見ますと、非常に大きな財政規模になってきておりますが、その中で的確な運用を行い、そして市長の答弁にもありましたが、財政規律をきちんと守る、そして将来の負担を減らしていくという決意も十分に感じられました。平成 18 年、これはそれぞれの広域等含めて全てを統合して比較ができる決算であります。平成 18 年と平成 24 年を比べれば財政規模等は大幅に大きくなっております。そういう中で確かに財政力指数等は多少落ちておりますが、先ほどの賛成者の話にもありましたが、特筆すべきは実質公債費比率、17.5%を達成ということだと考えております。

地方債残高は、平成 18 年に比べますと多少増えておりますが、債務負担行為あるいは積立金の残高等を含めて、実質債務残高で比べれば、423 億円あった平成 18 年に比して平成 24 年では 416 億円ということで実質的には減ってきていると。確かに途中経過を考えれば今現在は多少増えておるのは事実でございますが、これはやはり財政再建という大なたを振るった結果、十分な対応ができる段階を踏んで、なおかつ市の建設計画を着実に進め、そして一昨年の豪雨災害においても、市民の負担なく災害復旧を実施してきた結果として、平成 24 年度の決算があるのだと考えております。

今回の審議の中で各議員から指摘のありましたもろもろの事項をまた十分に生かしていただきながら、さらに将来へ向かってしっかりとした財政運営を期待しまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議 長 次に原案を認定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次の原案を認定することに賛成者の発言を許します。19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それでは歩む会を代表し、平成 24 年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたしたいと思えます。それこそ反対者のほうが十分やりましたので、私は逆に簡潔にいきたいと思えます。

平成 24 年度は、それこそ旧塩沢町から念願であった今泉の観光交流拠点整備がされました。本当にうれしいことです。そしてことしの春に開校された総合支援学校の準備年度であり、平成 24 年度の難儀があったから、今、生徒たちが大変喜んでることだと思えます。このほかにも幾つかの大型事業やいろいろな選挙がありました。思い出の年度であります。一番私はちょっとこれを言いたいと思うのが、それこそ決算とか非常にいろいろな議論が大切だと思えますが、要点をまとめた、印象づけるなどのスムーズな議論も大切だということを非常に実感した決算審議であったと思えます。特に何人かの方に実感を、スムーズな議論、スムーズな討論を実感してもらうために、簡潔な賛成討論とさせていただきます。

それでは災害復旧もスムーズに願っておりますので、こういう点、スムーズにできるように願ひまして、一般会計決算認定について賛成の立場で討論とさせていただきます。よろしく賛成のほうお願いいたします。

○議 長 次に原案を認定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案を認定することに賛成者の発言を許します。21番・牛木芳雄君。

○牛木芳雄君 第66号議案、平成24年度南魚沼市一般会計決算認定について、私は市民クラブを代表し、認定の立場で討論に参加をいたします。

私たちは当初予算に対し賛成しかねるとして修正案を提出いたしました。それは3点の理由をあげてでありました。大原運動公園、そして図書館整備に関連する予算、15億1,000万円余りの減額をした内容でありました。しかし、執行部提出の平成24年度予算が賛成多数で議決をされました。私たち市民クラブはこの議会議決を大変重く受けとめているわけであり、そして決算認定に当たり、市民クラブでは予算が目的どおりきちんと適切に執行されているか、予算審議の中で質疑を通じたまいました。

そこで歳入を見ると、昨年比2.8%増の360億1,685万円でありました。財源内訳で見ますと、自主財源比率が若干であります但低下をいたしました。33.7%であります。これが気がかりであります。また、市税が1億円余りの増収でありましたが、これは年少扶養控除の廃止等が原因であった、景気の回復とはいいがたく、むしろ固定資産税の評価がえによる漸減によって減収傾向にある。これは将来の資金繰りの懸念材料であると思えます。

歳出で見ますと、毎年言っているわけではありますが、県内で最高水準である子育て支援やあるいは妊産婦医療費の助成等は、高く評価をいたします。当年度は特別支援学校の整備、総合的保健医療体制整備、新病院の建設のことでありますが、この取り組みに対しても評価をするところであります。財政規律で言うならば、繰出金と公債費の変動が、災害復旧債の発行と上下水道の老朽施設の更新のための起債発行により悪化をしてくれています。さらに今後、新病院の建設による企業債、あるいは統合中学校の建設債、これらの発行が予定をされているわけがあります。これらが財政の悪化の要因として表に出てくることと思われます。平成29年度はピークを迎える公債費であります、歳入確保にさらに取り組みを迫ってくる、このことが明確になったと言えるのではないのでしょうか。

今、2020年東京オリンピックが決まりました。アベノミクスの第4の矢などと言われて、ちまたでは景気の回復に大きな期待が向けられているところでもあります。しかし、私たちの地方には景気の回復、つまり賃金の上昇がなければなりません。したがって、その実感はほど遠く、今後もし消費税増税がなされれば、景気の腰折れあるいは冷え込みが予想されます。人口減少が進んでいるわけでありまして、県内の自治体の中ではこの減少率が低い南魚沼市であります。とりわけ生産年齢人口数の減少、これが財源確保の上で大きなマイナス要因としてはっきり認識をする時期が来ていると私は思っています。

予算執行は適正であったと判断しましたが、今後とも厳しい財政運営は続きます。なお一層の知恵を出し合い、市長を中心に一丸となって市政の運営に当たっていただくことを期待し、認定の討論といたします。

○議長 次に原案を認定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案を認定することに賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 66 号議案、平成 24 年度南魚沼市一般会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 66 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議はあす 9 月 19 日、午前 9 時 30 分から当議事堂で開きます。

大変御苦労さまでございました。

〔午後 3 時 48 分〕